

第四章 一九三〇年代初頭までの大学生活・学生運動

解題

一 運動会・以文会・学友会

今日の体育会の前身ともいふべき京都帝国大学運動会の創立の事情については、「運動会記事 明治三十及三十一、三十二年」〔二〕に詳しい。それによると、運動会の創立は一八九八年三、四月頃とされており、当初制定された「運動会仮規則」〔一〕はこの時点のものである可能性が高い。運動会は一八九九年四月には第一回運動大会を主催している。さらに運動会はその翌年の一九〇〇年二月には、「運動会規則」〔三〕を制定したとされ、組織面での充実をはかっている。一方運動大会は、毎年の行事として定着するようになり、各方面に案内状〔四〕が送付され、付近の高等学校、中学校、師範学校なども競技に参加していた。運動会の活動に積極的だったとされる木下広次総長は、運動大会の教育上の効果を重視し、勝利よりも「士氣ヲ振作スルコト」を目的に掲げ、学生には他校生徒の模範となることを求めた〔五〕が、実際には各分科大学の対抗戦という色彩が強まっていたようである。一九〇六年には琵琶湖を会場に水上運動大会も開催されるようになり、一九一〇年に一時両大会とも中断したものの、やがて復活し、学内を賑わす行事となった。なお、福岡医科大学においても一九〇三年一二月にはボート関係設備の設置を求めた「福岡医科大学学友会運動部創設主意書」〔六〕が作成されている。

これに対して、文化活動を通じた親睦団体としては、以文会が置かれた。「以文会前記」〔七〕によると、一九〇九年春に開かれた学生茶話会が盛況で、以後これを永続的なものにすることを目的としたという。その後「以文会規則」〔八〕が制定され、親和部と雑誌部とが設けられ、『以文会誌』（運動会と合併後は『学友会誌』）が発行

されるようになった。

なお右の両会は、以文会の創立直後から合併の話が持ち上がっており、一九一三年三月に学友会として発足することになり、「学友会規則」(九)が制定された。

各運動部はそれぞれ他校との対抗戦を行うようになっていったが、一九二四年一〇月には東大との対抗競技会を各部集中して開催することになり、その期間は「運動週間」と呼ばれて以後定例化することになった。第一回運動週間の際、学友会雑誌部は新聞体の学友会誌を発行し、この経験を基礎に『京都帝国大学新聞』の発行を翌年から開始した(二〇)。「京都帝国大学新聞」は、唯一の学生主体の全学的メディアとして貴重な役割を果たし、戦時期一時用紙不足のため刊行を中止し、東京帝国大学新聞社を本社とする『大学新聞』の関西支社となったが、戦後復活し『学園新聞』、さらに『京都大学新聞』と名乗り現在に至っている。

二 大学生活

京大の寄宿舎は、創立直後の一八九七年九月に開舎したが、やがて舎生の風紀の低下が見られるようになり一九〇五年一二月に一旦閉鎖されることになった。木下総長は翌年一月告示を出し(一一)、寄宿舎を「規律アリ制裁アルノ切磋団体」として再開し、その上で舎生による「自治」を重視する姿勢を打ち出した。「寄宿舎記事」(三)には再開直後の舎生の活動が記されている。当時寄宿舎は本部構内北側に位置していたが、一九一三年に第三高等学校の南側に移転し、これが現在の吉田寮になる。

一九〇六年一月、文部省宛に「京都帝国大学々生毎月費消ノ平均金額調」(二)が提出されている。学生の消費金額は一か月当たりに換算して、医科大学学生が約二四円、その他の分科大学学生が約二〇円と算出され、その内訳も記されている。

学生のための集会場として、一九一一年に学生控所が建設された(四)。専門を異にする学生の交流という総合大学の長所を生かす場としての期待が、総長の祝辞から読み取れる。これは現在も学生集会所として、学生のサークル活動に利用されている。また、翌年には同じ敷地内に柔剣道のための道場も建てられている(五)。

一九一七年の「購買組合と共同購買会」(一六)によると、同年三月には職員を対象として日用品や食料品の大量購入、廉価販売を行う購買組合が設置されて好評を得ており、これに加えて学生をも対象に広げた共同購買会が成立することになったという。現在の生活協同組合のような役割を果たしていたとも言える組織だが、その後の消長については不明である。

「京都帝国大学入学二関スル注意」(一七)は、学生監より新入学生向けの各種注意事項や施設の紹介である。この種の史料の残存状況は悪く、右の史料が戦前期唯一残っているものである。

創立二十五周年式典については第二章でふれたが、その記念会館として楽友会館が一九二五年に完成した(一八)。会議、宿泊、食事などのための設備が整い、卒業生も含めた社交の場として運営されることになり、運営のための機関として楽友会が置かれた(一九)。

三 学生運動

大正デモクラシーの風潮のなか、学生の政治的関心が高まり、大学の外に出て実践的な活動を行う者も現れた。一九一七年三月には、法科大学弁論部の学生の一部が当時の寺内正毅内閣批判の演説会を京都府北部の綾部、加悦などで開催した。この学生の処分の可否については学内でも意見が分かれていたといわれているが、結局訓戒処分となり、また評議会においては学生の政治運動参加を禁止する旨の決定がなされた(二一)。しかし、その後も学生の政治的関心の高揚は収まることはなく、一九一九年には兵庫県知事より法科大学学生の普通選挙演説会への参加が通知されている(二二)。

一九二五年二月一日、警察は京大および同志社大学の社会科学研究会(社研)の捜索を行い、メンバー三六名を検束した。社研をかねてから左翼的な運動団体として注視していた警察が、同会の軍事教練反対運動を契機として検束に踏み切ったものであった。七日までには検束された学生全員が釈放されたが、両大学の社研が抗議の声明を発表した(二三)ほか、京大でも事件への対応が協議され、その結果総長および二名の評議員が上京し、内務大臣と文部大臣へ今回の警察の行為の不法性を上申することに決定した(四)―(二六)。また、法学部教

授一同は「意見書」〔七〕を發表し、警察の手續きの不法性と、それが学問研究や学生の教育の妨げとなることを訴え、経済学部名の六名の教授も「意見書」〔八〕のなかで、社会科学における研究の自由を主張して今回の措置を批判した。

右の評議会決定にもとづいて、荒木寅三郎総長、佐々木惣一・坂口昂両評議員は上京し、若槻礼次郎内務大臣および岡田良平文部大臣に面会〔九〕、特に若槻から今後の学生取締りについて考慮するという言葉を得、目的は果たされたとして帰洛後「意気揚々」と記者会見を行っている〔一〇〕。これにより、事件は解決の方向に向かうかと思われたが、翌一九二六年一月一五日、警察は寄宿舎や河上肇経済学部教授の自宅などを搜索し京大生一二名、同志社大生二名を検挙した〔一一〕。京大では善後策が協議され〔一二〕、各学部より委員を選出して特別委員会をつくり学生指導について検討し〔一五〕、社研に指導教授を置くこと〔一三〕、一般学生には総長より訓示〔一四〕を行うことなどを決定した。また特に社研に対しては、全国組織からの脱退を要求し実現させた〔一六〕。検挙された学生に対する大学側の処分については、松浦鎮次郎文部次官が荒木総長宛に全員退学を求める書翰を送付している〔一八〕が、結局一名退学、一六名無期停学（他に一名が授業料未納で除名されていた）ということになった。また、大学当局に対しても事件の再発防止に努めるよう文部省より通牒が出され〔一九〕、総長にも文官懲戒令により譴責処分が下された。

一方、国粹主義的運動団体として、一九二六年六月に猶興学会が発足した〔二七〕。猶興学会は、この後講演会、研究会などの活動を行い、一九三二年の血盟団事件では、その関係者として三名の会員が検挙されるに至った。

一九三〇年一月には学生消費組合が設立された。北門前に店を構え、文房具や日用品を組合員に廉価で販売したが、ピラやニュースによる左翼思想運動の宣伝など、経済活動の範疇を越えた活動を行っているとき、翌年一〇月には大学から解散を命じられた〔二〇〕〔二一〕。

一 運動会・以文会・学友会

一 運動会仮規則

(八)

京都帝国大学運動会仮規則

第一条 本会ハ京都帝国大学運動会ト称ス

第二条 本会ノ目的ハ学生ノ身体ヲ壮健ニシ心神ノ修養ヲ

謀ルニアリ

第三条 会員ヲ別テ左ノ三種トス

正会員 京都帝国大学々生

特別会員 本学教員職員学士又ハ金員物品ヲ寄附シテ

本会ノ目的ヲ贊助スルモノ

準会員 聴講生又ハ職員中特別会員中ニ編入スヘカ

ラサルモノ

第四条 本会ニハ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 京都帝国大学総長ヲ推シテ之ニ充ツ

幹事一名
會計一名 会員中正会員特別会員ノ互選ヲ以テ定ム

第五条 会長ハ本会一切ノ業務ヲ統轄スルモノトス

幹事ハ本会ノ庶務ヲ処理ス

會計ハ本会ノ金銭出納ヲ処理ス

第六条 正会員中ニ特別委員若干ヲ設ケ器具物品ノ整理及
ヒ会費徴収ノ事務ヲ取扱ハシム

第七条 本会ノ目的ヲ達スル為メ当分左ノ二部ヲ置ク

第一 野球部

第二 テニス部

第八条 正会員及準会員ノ通常会費ハ一ヶ月金五錢トス

但毎年七八ノ両月ハ徴収セス

第九条 第七条ノ各部ニ属スルモノハ更ニ五錢以上十錢

以内ノ部費ヲ徴収スルモノトス

第十条 特別会員ノ会費ハ左ノ如シ

一 教員職員ノ会費ハ俸給額ノ百分ノ一

但一ヶ年五円ニ充タサルモノハ第二項ニ由ルモ

ノトス

二 俸給額不定ノモノ又ハ特別会員タラント欲スルモ

ノハ年額金五四以上又ハ之ニ相当ノ物品ヲ寄附ス

ルモノトス

京都帝国大学運動会役員

会長 法学博士 木下 廣 次

幹事 理学士 比企 忠

會計
委員

大鐘 暢

松島寛三郎

杉村金太郎

井上秀二

萩原清彦

二 運動会記事 明治三十及三十一、二年

〔三三〕
一九〇九（明治四二）年

運動会記事 明治三十及三十一、二年

明治三十年本学創設の十一月、山口教授外学生数名運動会設立の認可を総長に出願し、翌三十一年三四月頃会始めて成り、比企助教授、学生井上秀二、萩原清彦外数名其幹事となる。是に於て幹事は教授学生一同と熱心事に当り、遠からざる中に於て動運大会を開かんことを計る。万事草創の際とて、運動場もなく、運動に用ふべき器具もなし。機械の学生は実習終りて後、機械工場に入りて自ら之を製り、教授も亦力を尽して会の為に計り、会員の数極めて少けれども、事業の進捗は較しきものあり。將に三十二年四月三日を以て第一回大会を開かんとす。皇祖の祭日を以て之を行ふの是非について疑起りければ、木下会長より細川潤二

郎氏に之を質されたるに、氏は、祭日は天皇崩御の日に当れども、久しき年月を経たれば、今は寧ろ祭日と視るを適當とす、此日を以て運動会を挙行するは聊も不都合ある所なし、たゞ宮中御式の時間に於ては之を差し控ふるを可とすとの回答ありければ、挙行の議愈一決したり。

第一回運動大会の役員の主なるものは

競技部長 中澤教授 場処掛長 難波教授

賞品掛長 久原教授 審判長 中澤教授

なり。

午前は庭球仕合を行ひ、午後に入りて競技を行ふ。其場処は今の寄宿舎南に於てし、一周二百メートルとす。競技の種類は百メートル、二百メートルを始とし千鳥競走は井上秀二氏始めて仙台より之を輸入し、本会に行ひてより広く関西に行はるゝに至れりといふ。其他

義勇旗競走

一着 京都府立中学校

啓発旗競走

一着 兵庫県師範学校

あり。此等競技の賞品たる鋼鉄賞牌も此時より之を用ひたり。当日大学々生対第三高等学校生徒の綱引は大学々生の勝利に歸したり。此日樺山文部大臣地方巡回の途次臨場あ

り。

三十二年十一月十日幹事比企助教委員十名等会合して
 本会規則原案を議し、十三日に至りて決成り、翌年二月二
 日発布せらる。其大要左の如し。

一 會員を分ちて、正會員、特別會員、準會員の三とし、
 正會員は本学々生及卒業生、特別會員は本学教官、職員
 及学士、準會員は聴講生、専修生、書記以下とす。
 二 会長には総長を推し、委員は各分科大学正會員特別會
 員中より若干名を互選して之を出し、各分科大学委員は
 幹事各一名を互選す。尚委員全部の投票を以て特別會員
 中より幹事長を選挙して、会長の認可を経ること、す。
 三 会長は本会一切の業務を統轄し、幹事長は会長の業務
 を輔佐し、委員は各分科大学に属する庶務會計の事務を
 処理し、幹事之を統ぶ。

四 委員の改選は毎年五月之を行ふ。

五 本会に庭球、弓術、野球及之に属せざるもの、四部を
 置き、各部に委員を置き、各分科大学委員より之を補す。
 六 会費は、正會員は一ヶ月金十五錢、準會員は十錢、特
 別會員は一ヶ月五円以上とし、教職員は俸給百分の一と
 す。

七 毎年四月三日を以て陸上運動大会を開く。陸上運動大

会に係る臨時委員は会長之を定む。

右の外庶務會計に関する規定等六章二十三条より成れり。

草案議決の日を以て委員を撰挙し、各部の事業を行はし
 む。

草案議決と同時に明年運動大会を挙行すべき場処を新に
 選定するの議起り、種々研究の末、構内の東北隅今の運動
 場を最も適当とし、之に定めんとし、木下総長の許可を得、
 比企幹事より其友人武田千代三郎氏に謀りて其設計を定め、
 之を実行することに決し、翌年春工事に取リかゝれり。同
 処には全部松樹植ゑ込みありければ、之を理工科教室の前
 面等に移植し而る後地ならしに着手せり。然るに場の東部
 と西部とは高さ二尺の差ありしも、時日の切迫と經費の不
 足とは其準正を困難ならしめしたため、其儘に附し置くの込
 むを得ざりしは遺憾なりきといふ。

三 運動会規則

〔八〕
 〔一九〇〇〕明治三三年二月二日

京都帝国大学運動会規則

第一 名 称

第一条 本会ハ京都帝国大学運動会ト称ス

第二目的

第二条 本会ノ目的ハ会員ノ身体ヲ壯健ニシ其心神ヲ修養スルニアリ

第三会 員

第三条 会員ヲ分テ左ノ四種トス

正会員

特別会員

賛助会員

準会員

第四条 正会員ハ京都帝国大学学生及本大学卒業ノ学士トス

第五条 特別会員ハ京都帝国大学総長、教授、助教、書記官、舎監、講師及会長ニ於テ特ニ推選セラレタルモノトス

第六条 賛助会員ハ本会ノ目的ヲ賛シテ特ニ其事業ヲ保護シタルモノトス

第七条 準会員ハ京都帝国大学聴講生、専修生及ヒ助手、書記等ニシテ本会ヘ加入ヲ希望スルモノトス

第四 役 員

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名

幹事長 一名

幹事 若干名

委員 若干名

會計掛 主任一名 掛員 若干名

庶務掛 主任一名 掛員 若干名

第九条 会長ハ本会一切ノ業務ヲ統轄ス

京都帝国大学総長ヲ推シテ會長トス

第十条 幹事長ハ會長ノ業務ヲ輔ケ會長差支アルトキハ之ヲ代理スル者トス

幹事長ハ委員全部ノ投票ヲ以テ特別会員中ヨリ之ヲ選舉シ會長ノ認可ヲ經ルモノトス

第十一条 幹事ハ各分科大学ニ一名ヲ置キ其大学部内ニ於

ケル本会ノ業務ヲ掌ルモノトス

幹事ハ各分科大学ニ属スル委員ノ互選ヲ以テ定ムルモノトス

第十二条 委員ハ各分科大学ニ於ケル本会ノ事務ヲ分掌スルモノトス

委員ハ各分科大学ニ於テ其所屬特別会員正会員ノ互選ニ依リテ若干名ヲ選定スルモノトス

第十三条 會計掛ハ本会ノ金銭出納ヲ掌リ庶務掛ハ本会ノ文書ヲ調ヘ器具物品ヲ保管スルモノトス

會計掛庶務掛ハ會員ノ中ヨリ會長之ヲ選定ス

第十四条 幹事長以下ノ役員ハ任期一ケ年トシ毎年五月ニ之ヲ改選スルモノトス

但再選スルヲ得

第五 事業

第十五条 本会ノ目的ヲ達セン為メ左ノ諸部ヲ置ク

但會長ハ委員會ニ議リテ部数ヲ増減スルヲ得

第一部 テニス

第二部 弓術

第三部 野球

第四部 以上ニ屬セサルモノ

第十六条 各部ニ部主任及掛員若干名ヲ置キ委員ノ中ヨリ

會長之ヲ選定スルモノトス

第十七条 本会ノ事業ヲ完カラシムル為メ委員補助ヲ置ク

コトヲ得

第十八条 各部ハ夏期休業ヲ除ク外常時之ヲ開クモノトス

但會長ニ於テ必要ヲ認ムルトキハ一部又ハ全部ヲ閉鎖

スルコトアルヘシ

第十九条 毎年四月三日ヲ定日トシテ陸上運動大会ヲ開設

スルモノトス

第二十条 陸上運動大会ニ係ル臨時委員ハ常設委員ニ議ラ

スシテ會長之ヲ定ム

第廿一条 陸上運動大会ニ關スル特別ノ規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第六 經費

第廿二条 正會員ノ會費ハ一ケ月金拾五錢トシ準會員ノ會

費ハ一ケ月拾錢トス

但毎年七八ノ兩月ハ徴收セス

第廿三条 各部ニ屬スル委員ハ毎年五月其部一ケ年ノ經費

ヲ予算委員會ノ議決ヲ經テ會長ノ認可ヲ得ルモノトス

〔注〕『以文會誌』第一号、八頁の記述(三二頁)より年月

日を推定。

四 運動會第二回陸上競技大会案内狀*〔抄〕

〔五〇〕
一九〇〇(明治三三)年三月

〔封筒裏〕

〔室町出水下ル〕

上野彌一郎殿

〔封筒裏〕

「京都帝國大學運動會會長木下廣次」

拝啓來ル四月三日(雨天順延)本學構内ニ於テ京都帝國大學

運動会第二回陸上競技大会相催候間当日正午ヨリ御來臨被
下度此段御案内申上候敬具

明治卅三年三月

京都帝国大学運動会会長木下廣次

上野彌一郎殿

追テ御來場ノ節ハ此案内狀御持參被下度又男子ハ洋服
或ハ羽織袴御着用被下度候也

番組

百メートル競走

長飛

二百メートル競走

棒飛

市内諸種學校競走

四百メートル競走

第三高等學校競走

千鳥競走

學士競走

義勇旗競走(隣県中学校)

綱引(第三高等學校生徒本々生)

十二 啓発旗競走(隣県師範學校)

十三 千鳥競走(法科、理工科)

十四 障礙物競走

十五 槌拋

十六 職員競走

十七 八百メートル競走

十八 慰メ競走

右終リテ

賞品授与

〔以下略〕

五 陸上競技運動會執行ニ関スル本旨及方針ニ付木下總長

ノ演說

(五二)
(一九〇〇(明治三三)年)

陸上競技運動會執行ニ関スル本旨及方針ニ付木下總(廣次)

長ノ演說

本年モ例ニヨリ第二回陸上競技運動會ヲ催スニ付余ハ大學
總長及運動會々長トシテ予テ抱懷セル意見ヲ吐露シ會員諸
君ノ同意ヲ得テ成ルベク其實行ヲ求メントス而シテ述ベン
ト欲スル処ノモノハ昨年諸君ニ告示シタルモノト大要異ル

事ナシ

抑運動會ナルモノハ素ヨリ大学ノ事業トシテ左マテ重大ナル地位ヲ占ムルモノニ非サルベシト雖トモ事苟モ一学校ノ行動トシテ世上ニ發表セラル、以上ハ其依ル所ノ主旨其執ル所ノ方針ナルモノハ必ス然トシテ確立セサル可ラス而シテ會員タル者ハ其主旨方針ニヨリテ行動ヲ一ニスベキハ素ヨリ当然ノ事ナリ特ニ我等ハ俱ニ京都帝國大学ノ創立者タルヲ以テ瑣細ノ事ト雖トモ其始ヲ慎マサル可ラズ是レ必竟其終ヲ全フセシコトヲ期スルノ精神ニ出ツルノミ
 青年者ノ団体ニ対シテ競技運動ノ欠ク可カラサルハ固ヨリ言フ俟タス年長者ノ間ニアリテモ亦一必要タルノ地位ヲ占ムベキハ世ノ已ニ認ムル所ナリ然ルニ此種ノ競技ハ從來我邦ニ存在セス今日各学校ニ於テ行ハル、処ノ運動會ナルモノハ元ト輸入制ノ一ニシテ其實行日尚浅ク從テ之ニ伴フベキノ作法モ未一定セス特ニ何等ノ競技カ最モ我國民ノ性格ニ適當スルヤノ問題ニ至リテハ今日ニ至ル迄未タ充分ニ之カ解答ヲ与フル者アルヲ聞カス海國民トシテ又全国皆兵主義ヲ執レル國民トシテ如何ナル種類ノ競技ヲ採リテ以テ我特有ノモノト爲スベキヤハ実ニ今日ニ於テ我國教育者ニ対スル未決問題タリ我邦ニ於ケル運動會ノ嚆矢ハ東京帝國大学ナルベシ而シテ該大学カ始メテ運動會ナルモノヲ執行セ

シ所以ノ主旨ヲ考フルニ其意亦學生ノ運動トシテ最適應スベキ競技ヲ選択スルニアリシモノ、如シ其行フ処ノ競技ノ種類カ頗ル多種ニ渉ル所以ノモ蓋実ニコ、ニ存セリ而シテ其今日ニ至ルモ尚未試験選択ノ境遇ヲ脱スル能ハサルヲ見テ吾人ハ此問題ニ対スル解答ノ甚困難ナルヲ知ルナリ余ノ嘗テ第一高等中学校ニ在リシ時モ亦擊劍柔道端艇野球テニス遠足等ヨリ對抗運動ノ挙ニ至ル迄各其部ヲ設ケテ悉ク之ヲ施行シ以テ窃ニ我大和民族ニ適應スルノ競技ヲ選択発見スル事ヲ期セリ以上各種ノ中對抗運動ニ対シテハ學生舉リテ之ニ与ルコトヲ得野外ノ露営夜間ノ勤務頗ル身体及心胆ヲ磨スルノ点ニ於テ大ニ動力アルコトヲ認メタリ之ニ次イテ其結果ノ良好ナリシモノハ野球及端艇ナリシト雖トモ要スルニ其何レヲ採リテ以テ学校ノ長技トナスベキヤノ問題ニ対シ充分ノ解答ヲ得ルコト能ハサリシヲ遺憾トス
 抑競技運動會ヲ其目的トスル所ニ依リテ大別スレハ(一)娛樂的ノモノ(二)教育的ノモノノ二者トナルベシ娛樂的ノモノハ其目的全ク娛樂ニアルモノ或ハ娛樂ヲ主トシテ傍ラ教育ノ意味ヲ帶アルモノヲ称スヘシ例ヘハ東京農科大学ノ競技會ノ如ク人ハ之ヲ評シテ競技會ト称スルヨリモ寧ろ農科大学ノ祭礼ナリトスルヲ當レリト云フ各師団ニ於ケル聯隊旗祭ニ際シ舉行スル運動競技ノ如キ其他各種ノ学校ニ於テ舉行

セル処ノ運動競技会ニシテ表面上ノ理由ノ何タルニ拘ハラ
ス其實質上娛樂ノモノト見ルヘキモノ、勘カラス儲テ教育
的競技会ハ一学校ノ正當ナル行動ト認メラルベキモノニシ
テ其目的トスル所ハ(一)士氣ノ振作(二)体育ノ奨励ノ二者ニ外
ナラサルベシ此種ノ競技会ニ於テハ娛樂ヲ目的トセサルカ
故ニ娛樂ヲ得ヘキ為メノ設備ハ皆無用ニ屬ス勿論士氣ニシ
テ振作セラル、時ハ壯快ナル娛樂ヲ得ルコトアラン然レト
モ是レ結果ナリ目的ニアラス今日ニ於テハ各学校皆競技会
ヲ執行セサルコトナキコト恰カモ神社仏閣ニ縁日祭礼ノ伴
フカ如シ是ヲ舉行スルモノノ中ニハ何等ノ理由モナク又何
等ノ目的モナク単ニ「学校ナルカ故ニ競技会ヲ舉行スヘシ」
トノ無意味ナル論斷ノ下ニ之ヲ舉行スルモノアリ或ハ又「士
氣ヲ振作シ以テ体育ヲ奨励スベシ」トノ理由ヲ以テ之ヲ舉
行スルモノアランモ如何ナル競技会ヲ舉行セハ果シテ此等
ノ目的ヲ達スルヲ得ベキカノ点ニハ極メテ無頓着ノモノ多
シ故ニ其為ス処益周到ニシテ其目的トスル処益遠サカルニ
至ルモノ比々皆然リ近來ノ運動會カ娛樂の二流レテ舉行者
ノ目的ヲ達スルヲ得サラシムルモノ主トシテ娛樂のト教育
的トノ間ニ截然タル區別アル事ヲ忘ル、ニ至ルノミ

競技会ニ於ケル競技カ士氣ヲ振作スル所以ハ「男子苟モ人
後ニ落ツ可ラス」トノ意氣ヲ養ハシムルニ至リ其体育ヲ奨

励スル所以ハ「吾人豈學ヒテ至ラサルコトナカランヤ」ト
ノ決意ヲ為サシムルニ在リ故ニ人後ニ落チサルノ意氣強ク
刻苦忍耐練習ヲ積ムコト久シキモノニシテ始めテ勝ヲ制ス
ルコトヲ得ベキノ技ヲ競ハシメ後始メテ以上ノ目的ヲ達ス
ベシ

前ニ述ブルカ如ク試験選抜ノ境遇ニ在テハ競技ノ種類ヲ選
択スルカ為ニ勢ヒ多種ノ競技ヲ執行セサル可ラズ

然レトモ其多種ナル所以ノモノヲ以テ直ニ運動會本来ノ性
質ナリト速斷スルニ至リテハ其誤謬タル固ヨリ論ヲ要セサ
ルナリ各人ノ嗜好一ナラサルカ故ニ競技又多種ナラサルヲ
得サルトセバ尚可ナリ其多種ナルヲ望ムノ極遂ニ余興の滑
稽的祭礼的ノ遊技ヲ加ヘ新ヲ競ヒ奇ヲ銜ヒ揚々トシテ觀客
ニ誇ルニ至リテハ吾人はヲ恕スルコトヲ得ズ選抜試験ノ主
旨ヲ以テ執行セラル、東京帝國大学ノ競技会ヲ見テ直ニ之
ヲ各種ノ学校ニ遷シ其多種ナルヲ以テ運動會ノ本性実ニ斯
ノ如シト為スニ至レルモノ滔々トシテ皆然ラサルナシ之レ
豈嘆スベキノ事ナラスヤ小学校ノ運動會カ遊技会トナリ了
レルコトハ学校ノ性質上或ハ免ル可カラサルノ事ナリシト
雖トモ中学以上ノ学校ニ於ケル運動會ニ至リテハ必ス其撰
ヲ特ニセサル可ラス然ルニ今日ニ於ケル中学校以上ノ運動
會ヲ見バ其余興的祭礼的ナル小学校ノ競技会ト何ノ區別ス

ヘキ点カアラン是レ皆運動会ノ本旨ヲ忘失セルニ出テシモノニ外ナラズ特ニ私立学校ノ運動会ノ如キニ至リテハ一種廣告的ノ意味ヲ含ムカ如キノ觀ヲ呈スルヲ見ル運動会ナルモノ已ニ其本旨ヲ忘失セラレタリトセハ其觀客ノ眼ヲ喜ハシムル為ニ舉行セラル、ニ至リタルハ固ヨリ怪シムニ足ラス吾人ハ競技者ト俳優トノ間ニ於テ其異ナル点ヲ求ムルニ苦シムベキノミ学校ノ運動場ハ古昔ニ於テ武芸ノ道場ナリ競技ハ他流試合ナリ他流試合ニシテ其目的単ニ人々ヲ喜ハシムルニ至ラハ其武技タルノ価値ハ全ク減却セラレタルモノナリ今日ニ於テ運動会ヲ執行スルモノ豈深ク此点ニ於テ考慮ヲ費サ、ルベケンヤ

諸外国ニ於ケル運動会ニ就テハ未タ廣ク之ヲ觀察スル暇ナシト雖トモ伝聞スル所ニヨレハ一学校ニ於ケル運動会ハ其学校特有ノ技藝ヲ表白スルモノタリ彼ノ英國民カ老幼共ノ運動ヲ好ミ一団ノ健全ナル國民タル事ハ世人ノ知ル所ナルカ年中行事ノ一トシテ廣ク世界ノ注目ヲ受クル「ケンブリツヂ」及「オクスフォード」兩大学間ノ競技力全ク競漕ノ一技ニ止マルハ固ト兩大学間ノ他流試合ニ外ナラズ而シテ之ヲ行フモノ非常ノ熱心ヲ以テ之ニ當ルカ故ニ之ヲ看ルモノモ亦非常ノ熱心ヲ以テ之ヲ迎フルナリ若シ此等ノ競漕ヲシテ觀客ノ目ヲ喜ハシムルヲ以テ目的トスルモノナラシメ

ハ其結果豈此乃如クナル事ヲ得ンヤ

稻垣滿次郎君カ曾テ第一高等中学校ニ於テ英國学校觀察ヲナシタル時英國ノ学校ニ於テハ「フットボール」ノ技甚タ盛大ニシテ其勇壯活潑ナル往々負傷者ヲ出ス事アルモ世人之ヲ普通ノ事トシテ敢テ意ニ介セス此競技カ同心協力以テ敵手ニ當ルノ組織ハ英國人ノ對世界的特性ヲ涵養セルモノニシテ学校ニ於ケル德育ノ源ハ聖書ニ非ズシテ寧ロ「フットボール」ニ在リト断言セラレタリ此觀察ハ蓋深ク其情ヲ得タルモノニシテ学校ニ於ケル競技ノ本旨ハ實ニ此ニ於テカ完備セラレタルモノト謂フヘキナリ是ヲ我邦今日ノ運動会ニ比較シテ余輩豈赧然タル事ナキヲ得ンヤ

余輩ハ我邦青年ノ競争ニ於テモ亦此乃如ク我國民ノ性格ニ適應セル特性アラシム事ヲ熱望シテ止マサルナリ故ニ本學ノ運動会ニ於テ本會力選ベル競技ノ種類ハ皆此主旨ニ出テ決シテ觀客ノ目ヲ喜ハスカ為ニ設ケラレタルモノニ非ル事ハ會員一同予シメ承知セラレン事ヲ望ム若シ其主旨茲ニ在ルカ故ヲ以テ其觀客ニ与フル処ノ興味甚タ少シトスルモ運動会ノ主旨ニシテ欠クル処ナクンバ我輩ハ諸君ト共ニ十分ノ満足ヲ表スルニ踟躕セサルヘキナリ尚一步ヲ進メテ余ヲシテ腹藏ナク言ハシメハ評議ノ上採用セラレタル競技ノ種類其他準備ニ就テモ或ハ未タ主旨ノ一貫セサルモノアルカ如

シ例へハ千鳥ノ競争及楽隊傭聘ノ如キハ観客ヲ楽マシムル以外ニ於テ果シテ相当ノ価値アルヤ否ヤヲ疑ハサルヲ得ス主旨既ニ立ツト雖トモ方法未タ全キコトヲ得ズ断然此等ノモノヲ以テ尽ク不用ナリトスルモ亦少シク早計ナルヲ信スルカ故ニ仮リニ疑点ノ下ニ之ヲ採用スル事トセリ

本会力採用セル競技中其番数最も多キハ競走ナリ是レ別ニ理由ノ存スルモノアルニ由ル元來競走ナルモノハ其準備簡易ナルノミナラズ之ヲ或軍人ノ談話ニ徴スルニ我帝國ノ軍隊ヲ以テ欧米諸國ノ軍隊ニ比スレバ最も多ク駆足スル軍隊ナリト云フ事素ヨリ一場ノ談話ニ過キスシテ事實ノ之ヲ明ニ証スルモノヲ得スト雖トモ日清戦役ニ於ケル我軍隊突貫ノ多キ或ハ敵火ヲ望見シテ早く已ニ突貫ノ用意ヲ為セルモノアルニ至レリト云フ戦術上ノ可否ハ措テ問ハス兎ニ角駆足好キノ軍隊ナリト称スルモ不可ナキモノノ如シ果シテ然ラハ駆足力一長技トシテ大和民族ノ特有ニ帰スヘキモノ或ハ期スルニ難カラサルヘシ然ルトキハ学校ノ競技亦多種ヲ要セス競走ノ一技ヲ以テ世界万国ニ誇ルニ足ル之ヲ以テ支那四百余州ヲ駆足スルモ善シ以テ西伯利亞ノ広原ヲ突貫スルモ可ナリ長足ノ歩歩ヲ企図セル大日本國ノ青年力駆足ヲ以テ身心ヲ練磨スルモ亦妙ナラスヤ是其競争ヲ採用セル所以ナリ然リト雖トモ余ヲシテ更ニ一步ヲ進メテ論セシメハ

競争ハ体育奨励ノ点ニ於テ少シク憾ナキコト能ハス競走ノ個人ニ於ケルヤ其長短専ラ天稟ニ属シ刻苦忍耐ノ結果ヲ以テ之ヲ補フコト頗ル難キモノアルカ如シ人ヲシテ学ニ志サシムル所以ノモノハ聖人モ亦学ヒテ至ルコトヲ得ベキヲ以テノミ若シ夫レ聖人ハ生知安行ノ人ナリト為サバ吾人学ヲ好ムノ志或ハ荒マン然レトモ今日ハ尚選拔ノ時期ナリ若シ他ニ之ニ優ルベキノ競技ヲ発見スルヲ得ハ彼ヲ以テ此ニ易フルニ蹴踏スヘキニアラズ運動會ハ其研究ヲ怠ラサルベキナリ

大学カ最高ノ学府トシテ其周圍ニ与フル所ノ影響ノ甚タ大ナルヲ見バ余輩ハ大学運動會カ独リ大学内部ノ運動會タルニ止ルコト能ハサルヲ知ルナリ況ンヤ余輩カ運動會ニ対シテ抱ク所ノ意見ハ決シテ大学運動會ニノミ干スルモノニアラサルヲヤ惟フニ大学ノ運動會ハ必スヤ中学校師範学校ノ運動會トナルベシ以テ青年団体ノ運動會トナルヲ以テ國民特得ノ運動會トナルヲ得ベシ余輩カ周圍カ大学運動會ヲ模倣スルノ極其精神ヲ失シテ形体ニノミ奔ルヲ恐ル、ノミナラズ之ヲ導キテ以テ正常行路ニ向ハシメサル可ラズ此ニ於テカ撰手カ隣県ノ中学校師範学校ニ募リ以テ我運動會場ニ立タシムル事ト為セリ而シテ其競技ヲ競走ニ採レルハ前ニ述ヘタル所ノ如シ已ニ技ヲ競ハシム必スヤ其勝者ノ名譽ヲ

表彰シテ之ヲ奨励セサル可ラス故ニ今二種ノ表勝旗(マツケ)ヲ制定

シ之ヲ教育聖勅中ノ熟語ヲ取りテ義勇旗啓発旗ト名ツケ義勇期(マツケ)ヲ以テ中学校撰手ノ優勝者ニ与ヘ啓発旗ヲ以テ師範学校撰手ニ与フ故ニ前者ノ競走ヲ義勇旗競走ト称シ後者ヲ啓発旗競走ト称セリ若シ夫レ數年ノ後此競技カ関西年中行事ノ一トナリ父兄歎涙ヲ垂レテ其子弟ノ勝ヲ祝スルノ日ニ至ル事ヲ得バ余輩ノ満足何物カ之ニ過キン

賞品ナルモノハ由來競技ノ目的ニ非ズ彼ノ小兒ニシテ賞品ノ之ヲ請フモノアルニ非スンバ活動セサル者ノ如キニ至リテハ其要アラン苟モ大学學生ニシテ現ニ青年者ノ標準トナリ未來ハ社会ノ上流ニ立ツベキ者ガ賞品ヲ得ント欲シテ遊技スル事アラバ是レ余ノ諸君ト共ニ屑トセサル所ナリ故ニ賞品ハ単ニ優勝者ノ名譽ヲ表彰スルニ止メン事ヲ期シ茲ニ銅鉄製ノ賞牌ヲ採用セリ其外見甚タ粗ナリト雖トモ運動會ノ主旨ニシテ世ノ認識スル所トナラハ一片ノ鉄牌却テ他ノ金牌ニ勝ルコトアルベシ尚之ニ添フルニ物品ヲ以テスルコトトナラバ必ス質素ノ物ヲ以テセンコトヲ期ス

茲ニ聊カ注意ヲ要スルコトアリ抑モ競技ト名譽トハ相伴フヘキモノトシ勝者カ得ヘキ処ハ名譽ナリト為サバ賞品ヲ得ル為ニ競技スルモノト五十歩百歩ノ間ニ在ラン競技ノ目的ハ固ト士氣ヲ振作スルニアリ練體ノ志ヲ起サシムルニ在ル

コトナレバ勝者カ得ル処ノ名譽ハ必竟其技能ノ結果ニシテ本來ノ目的ニハアラサルナリ此点ハ吾人決シテ之ヲ混合ス可ラズ若シ目的ニシテ勝者ノ名譽ニアリト為サバ名譽ナルモノハ固ト他人ノ稱贊ヲ待チテ之ヲ得ヘキモノナレハ百人ニ称セラレンヨリハ千人ノ稱贊ヲ得ルニ如カス此ノ如クナラバ遂ニ自己ヲ修養スルカ為ニ競技スルニアラスシテ他人ノ稱贊ヲ持センカ為ニ競技スルニ至ラン近來競技會ノ弊害百出スル其源泉實ニ茲ニ伏ス吾人ハ極力此間ニ區別ヲ為サル可ラズ

中学校師範学校等ヨリ送り來ル処ノ選手ニ就キテハ其目的ハ全ク士氣振作體育奨励ニ外ナラズ彼ノ義勇啓發ノ兩旗カ名譽ヲ彰表スル所以ハ其ノ學校生徒ノ士氣大ニ振作セラレ體育頗ル奨励セラレタル所以ヲ表スルニ在リ之ヲ名譽ト稱スルハ特ニ其結果ニ就テ之ヲ謂フノミ故ニ各學校ニテモ其為ス所單ニ二三選手ノ練習ニ止マリ其他ノ生徒ハ手ヲ懷ニシテ傍觀シ其勝ツニ及ヒ傲然トシテ我校名譽ヲ得タリト為スカ如キハ大ニ本會カ目的ト為ス所ニ反ス此ノ如クニシテ得ラレタルノ勝利ハ其學校ノ士氣振作體育奨励ノ点ニ於テ毫毛誇ルニ足ルモノナシ

本學運動會ノ名ヲ以テ金錢若クハ物品ノ寄付ヲ世人ニ請求スルハ會ノ面目ヲ保ツノ点ニ於テ總長ハ嚴ニ之ヲ禁止スル

ノ方針ヲ執レリ運動会ニ対スル諸般ノ設備ハ会ノ資力ノ範圍内ニ於テ之ヲ求ムルコトヲ至当トス若シ其費用ノ饒カナラサルヲ以テ設備ノ粗略ナルコトアルモ一切以テ恥トスルニ足ラス自家ノ力ヲ計ラス徒ラニ設計ヲ誇大ニシテ之ヲ他人ノ寄付ニ訴フルカ如キハ恥ツベキノ甚シキモノトス若シ夫レ予期セサルノ費用アラバ会長アリ会員アリ何ゾ他人ヲ勞センヤ然レトモ名譽アル個人団体等ニシテ本会ノ主旨ヲ贊スルノ意ヲ以テ寄付セラル、コトナラバ会長ハ本会ノ爲ニ喜ンデ之ヲ受納スベシ已ニ学生会其他ヨリ寄付ノ申込アリ此等ハ之ヲ受納シテ深ク其厚意ヲ謝セント欲ス

競技場内ハ一定ノ秩序ヲ保ツベキコト之レ競技道場ノ作法ナリ近來各所ノ運動会ヲ見ルニ場内ノ秩序甚タ混乱シ人ヲシテ一見敬肅ノ念ヲ失ハシム是レ其實多クハ場ノ主人タル主幹者及ヒ競技者ニ在ルモノ、如シ本会ハ宜シク茲ニ鑑ミ主幹者競技者自ラ秩序ヲ重シシ場内ノ静肅ヲ保チ以テ各学校運動会ノ嚮導者タルコトヲ期スヘキナリ彼ノ競技者其他カ格別ノ用ナクシテ場ノ内外ニ彷徨佇立スルカ如キ秩序ヲ乱ルノ端実ニ茲ニ存スルナリ

競技運動会ニ対スル主旨及方針大要ハ已ニ之ヲ尽セリト信ス然レトモ實際此主旨ヲ全ク貫徹シ得ベキヤ否ヤハ自ラ危ム所ナリ会員諸君冀クハ前述ノ主旨及方針ヲ瞭知シ年々進

ンテ其實行ヲ期シ以テ我京都帝國大學運動会ノ技能ヲ發揮スルノミナラス國民ノ性格ニ適應スベキ特技ヲ一定スルニ至ランコトヲ是レ本会ノ切望シテ止マサル所ナリ (完)

六 福岡医科大学学友会運動部創設主意書

一九〇三明治三六 年 一二月

〔五二〕

福岡医科大学学友会運動部創設主意書

運動ノ体力ヲ強大ニシ健康ヲ増進スルニ顯著ナル効益アルコトハ智者ヲ俟テ後知ラサルナリ而シテ其施設方法ノ多種ナル千百箇ナラスト雖モ之ヲ大別スレハ単独協同ノ二者ニ歸ス單独運動固ヨリ拋棄スベカラストスルモ趣味多クシテ国家的ナルハ蓋シ協同運動ニ若クハナシ惟フニ優勝劣敗ノ趨勢ハ日ニ急ニシテ生存競争ノ真理ハ月ニ實現セラル苟モ生ヲ此間ニ処シテ世界ニ雄飛セントスル者奈何ソ国家的觀念ナクシテ可ナランヤ況ヤ國ヲ太平洋上ニ建テ新旧大陸ヲ控エ南洋諸島ニ接シ世界貿易ノ中枢タル好地形ヲ利用シテ益々通商貿易ヲ旺盛ニシ太平洋上ノ實權ヲ掌握シテ國運ノ隆昌ヲ企図セント欲スル我國民ニ於テヤ夫海上計画ノ大成ハ國民海事思想ノ發展ニ委セサルベカラス海事思想ノ發展ハ所謂海の嗜好ノ誘起ニ待タサルヲ得ス而シテ之ヲ誘起

スルノ方法ハ海上遊戯ノ盛大ナルヲ期スルニアリ是則輓近
操艇ノ技カ海国民ノ遊戯トシテ斯界ニ称揚セラル、所以ニ
シテ又以テ協同一致ノ美風ヲ養成シ堅忍不拔ノ志氣ヲ鼓舞
作興スルニ恰適ナレハナリ本会夙ニ此ニ感スル所アリ運動
部ニ漕櫓術ヲ置キ明媚画ク如キ水面平広ナル博多灣ヲ利用
シテ「ボート」和船操艇ノ技ヲ鍊リ活潑勇敢ノ氣象ヲ養ヒ
艱苦欠乏ニ堪フルノ実力ヲ成スト共ニ海民的國民遊戯ノ指導
者タランコトヲ期待ス唯リ遺憾ナルハ草創ノ際資力給セス
端艇ノ製造艇庫ノ建築其他諸般ノ設備ニ要スル莫大ノ経費
ハ到底吾人学生ノ能ク支弁スル所ニアラス乃チ已ヲ得ス之
ヲ大方賢明ノ士ニ訴ヘントス冀クハ吾人ノ懷抱ヲ翼賛シ我
運動部ノ創業ヲ助成セラレンコトヲ謹白

明治三十六年十二月

福岡医科大学学友会

會長 大森治豊
芸術部長 森 春吉
運動部長 後藤元之助
賛成者 熊谷玄旦
全 大澤岳太郎
全 酒井甲太郎
全 柘植宗一

予算額

一九百円 六撓艇二艘製造費
一参百円 艇庫建築費
一参百円 諸設備費及予備費
一五拾円 雑 費
計千五百五拾円

七 以文会前記

一九〇九(明治四二)年

以文会前記

本年春学生大茶話会を開くの議あり。よりて各分科大学会
の委員相議し、総代を出して其事務に当らしめ、二月六日
午後六時より法科大講堂に於て之を行ふ。近年行はざりし
ことなれば、成功の程如何はしく予想せられしに、予期以
上の参会者あり。大講堂全部充満して、会員の通行さへ自
由ならざる有様なりき。

場の中央には畳を敷き、其左右には机に椅子及ベンチを
列べ、階上にも全じく席を設く。壁には絵画建築等の写真
印刷類を掛けて会員の觀覽に供す。午後六時三十分法科学
生土谷巖準備委員を代表して開会の辞を述べ、引き続き総長

(第池大豊)

始め岡村、鈴木、勝本、久原、谷本諸教授及一二学生の演

説あり。其中かゝる性質の会を永続的にする建議の提出あ

りければ、総長より之を会に諮られしに、賛成多数にて之

を可決し、総長に於て其執行に当らるゝこと、なれり。当

日演説の外、余興として学生より薩摩琵琶、狂言、詩吟、

剣舞、尺八の演技あり、文科地理科学生より米国旅行の幻

灯を示し、理工科電気学生よりシンギンギ、フレイムを試

み之について滑稽諷刺幻灯あり。茶菓其間に配られて、興

一層を加へ、十一時を過ぎて散会せり。会衆六百人に超え

たり。(当日会費は一人十五銭にして、剰余金三十余円は委

員より以文会へ引き続ぎたり。)

永続的学生団体を組織するの準備として、各分科会の委

員中より左の十二名を代表とし、学生監立会の上数回会合

して規則の草案を作成せり。

法学会委員 生形貴次 渡島 明 橋本家藏

芝蘭会委員 久保田晴光 塚本良禎 高橋新三郎

学友会委員 小笠原秀實 樋口津禰太郎 久保芳之助

同帰会委員 須藤徳三郎 小泉禎二 山田直一郎

よりて委員より其草案を総長に具申したれば、総長より之

を教授及学生一般に示し、其賛成を得たるは九月中旬なり

き。是より先き、総長より会名につき二三教授講師の意見

を求められしが、其中より幸田講師の扱ひし以文の二字を
以て会に命ぜられたり。

八 以文会規則

(一九〇九(明治四十二年) [八])

以文会規則

第一条 本会ハ以文会ト称ス

第二条 本会ノ目的ハ会員相互ノ親睦ヲ計リ其智識ヲ通融

セシムルニアリ

第三条 会員ヲ分チテ正会員特別会員及ヒ準会員ノ三トス

京都帝国大学学生生徒及ヒ卒業生有志者ヲ以テ正会員ト

シ同学総長、教授、助教授、書記官、事務官、学生監、

司書官薬局長及ヒ講師ヲ以テ特別会員トシ其他入会ヲ承

諾セル同学関係者ヲ以テ準会員トス

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 京都帝国大学総長ヲ推ス

幹事 四名 各分科大学長

専務幹事 二名 事務官一名及ヒ学生監

委員 若干名

会計係 主任一名 係員 若干名

庶務係 若干名

第五条 会長事故アル時ハ年長幹事之ヲ代理ス

第六条 幹事ハ各分科大学内ニ於ケル本会ノ事務ヲ分掌ス

第七条 専務幹事ハ会長ヲ輔ケ会務ヲ処理ス

第八条 委員ハ学生中ニツキ各幹事ノ推薦ニヨリ会長之ヲ

定ム

委員ハ再任スルヲ得

委員ハ各部ノ事業ヲ分担ス

第九条 幹事ハ毎年六月二十日迄ニ次年度委員ヲ推薦スル

モノトス

第十条 会計係及ヒ庶務係ハ会長之ヲ定ム

会計係ハ会長ノ命ヲ承ケテ本会ノ金銭出納ノ事務ニ従事

シ庶務係ハ会長ノ命ヲ承ケテ会計以外ノ事務ニ従事ス

第十一条 本会ノ目的ヲ達セン為メ親和部、雑誌部ノ二部

ヲ置ク

親和部ハ左ノ事業ヲ行フ

一、毎年二月、十月大茶話会ヲ開クコト

二、臨時講演会ヲ開クコト

三、其他本会ニ於テ必要ト認メタル会合ヲ催スコト

雑誌部ハ毎年十二月雑誌ヲ発行シ本会京都帝国大学寄宿舎運動会各分科大学各教室会ニ関スル記事ヲ登載シ学

生生活ノ概況ヲ報告ス

第十二条 委員ハ親和部雑誌部共ニ各分科大学ヨリ各二名

ヲ出スコトトス

第十三条 幹事、専務幹事、委員ヲ以テ役員会ヲ組織ス役

員会ノ議長ハ年長幹事之ニ当ルコトトス

役員会ハ会長ノ諮詢スル事項ヲ議ス

第十四条 正会員ノ会費ハ一ケ年金五拾銭トシ第一期授業

料納付期ニ於テ之ヲ徴収ス

特別会員ノ会費ハ一ケ年金壹円トス

準会員ノ会費ハ正会員ニ同シ

第十五条 本会予算ハ約左ノ標準ニヨリ会長ノ認可ヲ経テ

専務幹事之ヲ執行ス

一、大茶話会経費 正会員ノ会費総額五分ノ三トス

二、雑誌部経費 正会員ノ会費総額五分ノ一トス

前二項以外ノ経費ニ関シテハ会長ノ認可ヲ経テ専務幹事

之ヲ支出スル事ヲ得

第十六条 剰余金ノ半額ハ基本金ニ組ミ入ルルコトトス

基本金ヲ支出スルニハ役員会ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ賛成ニヨリ之ヲ議決シ会長ノ認可ヲ経ルヲ要ス

九 学友会規則

〔八〕
一九一三(大正二)年三月

学友会規則

第一 名 称

第一条 本会ハ京都帝国大学学友会ト称ス

第二 目 的

第二条 本会ノ目的ハ會員ノ身心ヲ修養シ親睦ヲ計リ思想ヲ通融セシムルニアリ

第三 会 員

第三条 會員ヲ別チテ左ノ五種トス

正會員

名譽會員

特別會員

会 友

準會員

第四条 正會員ハ京都帝国大学学生及選科生トス

第五条 名譽會員ハ本会ニ功勞アルモノニツキ役員会ノ議

決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

第六条 特別會員ハ京都帝国大学総長教授助教事務官学

生監司書官薬局長技師及講師トス

第七条 会友ハ卒業生ニシテ入会ヲ申出テタルモノトス

第八条 準會員ハ京都帝国大学助手書記等ニシテ本会ニ加入ヲ申出テタルモノトス

第四 役 員

第九条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会 長

幹 事

代議員

各部委員

会 計

庶 務

第十条 京都帝国大学総長ヲ推シテ會長トス

第十一条 會長事故アルトキハ年長幹事之ヲ代理ス

第十二条 幹事ハ各分科大学長本部在勤事務官一人及学生

監ヲ以テ常任トシ各分科大学ニ於テ教授助教中ヨリ一

名ヲ互選スルモノトス

事務官ニシテ幹事タルモノ及学生監ヲ専務幹事トス

専務幹事ハ會長ヲ補ケ会務ヲ処理ス

其他ノ幹事ハ會長ノ諮詢ニ応シ及各分科大学ニ於ケル本

会ノ事務ヲ分掌スルモノトス

第十三条 代議員ハ各分科大学八名トシ其正會員中ヨリ之

ヲ選舉ス

選挙ハ記名単記投票ニヨリ之ヲ行フ

代議員選挙投票ハ本会所定ノ投票紙ヲ用ヒ選挙人ノ自署ヲ要ス

第十四条 代議員ハ投票ノ最多数ヲ得タル者ヲ以テ当选者トス

得票ノ数相同シキトキハ年長者ヲ取り同年月日ナルトキハ開票監督者抽籤シテ之ヲ定ム

第十五条 開票ハ各分科大学幹事ヨリ指名セル各分科大学正会員一名之ニ当リ専務幹事之ヲ監督ス

第十六条 各部委員ハ左ノ二種ヨリ成ル

一 代議員ノ互選ニ依ルモノ

二 各分科大学幹事力其分科大学ニ於ケル代議員以外ノ正会員中ヨリ指名シタルモノ

前項第一号ノ各部委員ハ二名トシ第二号各部委員ノ数ハ会長之ヲ定ム

第十七条 会計係及庶務係ハ若干名ヲ置キ会長之ヲ囑託シ中各一名ヲ主任トス

会計係ハ本会ノ金銭出納ニ従事ス

庶務係ハ前項以外ノ事務ニ従事ス

第十八条 互選ニヨル幹事及代議員各部委員ノ任期ハ翌年度後任者ノ就職ノ時ヲ以テ満了トス

第十九条 幹事ノ互選ハ毎年六月代議員ノ選挙及各部委員ノ互選ハ九月下旬各部委員ノ指名ハ十月上旬ニ之ヲ行フ

第二十条 代議員及各部委員ハ休学ノ場合ヲ除クノ外辞任スルコトヲ得ス

第五 事業

第二十一条 本会ノ目的ヲ達セン為メ左ノ諸部ヲ置ク

庭球部 弓術部 端艇部 剣道部 柔道部

馬術部 野球部 親和部 雑誌部 水泳部

陸上運動部

第二十二条 本会ノ事業ヲ充カラシムル為メ会長ハ各部係及臨時ノ委員ヲ囑託スルヲ得

第二十三条 毎年春季ニ水上運動大会秋季ニ陸上運動大会ヲ開クモノトス

第二十四条 役員会ノ決議ヲ経テ臨時事業ヲ開設スルヲ得

第二十五条 各部ニ関スル細則ハ必要ニ応シ其部委員之ヲ議定シ会長ノ認可ヲ経ヘキモノトス

第六 役員会

第二十六条 役員会ハ会長幹事及代議員ヲ以テ之ヲ組織シ会長ヲ以テ議長トス

第二十七条 役員会ハ会長之ヲ召集ス

役員五名以上ノ請求アルトキハ会長ハ役員会ヲ召集スル

ヲ要ス

第二十八條 左ノ事項ハ役員会ノ議決ヲ經ルヲ要ス

一 本会予算

二 運動大会ニ関スル件

三 本会規則ノ改廢

第二十九條 役員会ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決

ス

本会規則ノ改正ニハ役員会員半数以上ノ出席ヲ要ス

第七 經 費

第三十條 正会員ノ会費ハ一ケ年金貳圓五拾錢トシ授業料

ト同時ニ第一期及第二期金壹圓第三期金五拾錢ヲ徴収ス

第三十一條 特別会員ハ応分ノ寄附ヲナスモノトス

第三十二條 会友ハ入会ノ際会費金參圓ヲ納ムヘキモノト

ス

第三十三條 準会員ノ会費ハ一ケ年金五拾錢トス

第三十四條 各部ハ必要ニ応シテ部費ヲ徴収スルヲ得

第三十五條 正会員ハ入会ノ際入会金トシテ金壹圓ヲ納付

スヘシ

第三十六條 會計年度ハ毎年九月十一日ニ始マリ翌年九月

十日ニ終ル

各部委員ハ毎年六月中ニ翌年度其部經費請求案ヲ會長ニ

提出スヘシ

端艇部委員ハ同時ニ翌年度水上大会經費請求案ヲ提出ス
ルモノトス

第三十七條 各部委員ヨリ提出シタル經費請求案ハ学年ノ
始役員会ニ於テ之ヲ議決ス

第三十八條 入会金ノ全部及前年度剰余金ノ半額ハ本会基

本金ニ組入レ他ノ半額ハ予備費ニ組入ルモノトス

基本金ヲ支出スルニハ役員会ニ於テ役員会員半数以上出
席シ出席者三分ノ二以上ノ賛成ヲ經ルヲ要ス

經過規程

第一条 卒業生ヲ除キタル運動以文兩会員ハ本会会員タル

モノトス

第二条 本会規則ハ大正二年九月十一日ヨリ之ヲ行フ

第三条 本会規則第七條ハ即日ヨリ第十九條ハ大正二年五

月ヨリ第三十六條ハ四月ヨリ之ヲ行フ各部經費請求案ハ

現在ノ運動以文兩会委員ヨリ之ヲ提出スヘシ

第四条 運動以文兩会基本金及本年度剰余金ノ半額ハ本会

ノ基本金トシ他ノ半額ハ本会ノ予備費ニ組入ルモノト

ス

運動会端艇基金ハ本会端艇基金トス

第五条 本会規則以外ノ事項ニシテ兩会ニ於テ從來実行セ

ルモノハ当分ノ中之ヲ繼承ス

第六條 卒業後運動會員又以文會員タリシモノハ第三十二
 条ノ一時金ヨリ既納ノ會費額ヲ減シタル金額ヲ納付スル
 ニヨリ本會会友タルヲ得

一〇 創刊に際して 経過と希望

一九二五(大正一四)年四月一五日

創刊に際して 経過と希望

◇我が「京都帝国大学新聞」は今日茲に呱呱の声を挙げた
 が、思へば之は学内必然の運命であつた。それは従来の「学
 友会誌」が物足らなく思はれた為に。而して又我が学友会
 が近年著しく發展した為に。

◇我が学友会は今や学内四千の會員を擁し、部を分つこと
 十五、各部はおのがじ、長足の進歩をなしたが、それと共に
 痛切に感ぜられたのは各部の聯絡統一を図る必要であつ
 た。此の必要は昨年の秋、対東大競技を遂行する時に、殊
 に痛切に感ぜられたが是れやがて総務部設置の要求となり、
 同時に又新聞紙発行の要求理由ともなつたのである。

◇昨年十月下旬対東大競技の時に学友会誌の臨時号を新聞
 体のものとして連日發行し、多大の好評を博したことは、

又新聞紙に対する学内の要求を熾烈ならしむる一因となつ
 た。斯くて昨年十一月。秋根氏等五代議員より学友会臨時
 役員会召集の要求あり之に基く十一月廿五日の役員会は定
 数を欠きし為に不幸流会となつたが、十二月十二日の役員
 会に於て新代議員殆ど全部の希望する(一)総務部設置の
 件、(二)會費値上の件並に(三)新聞紙発行の件は満場一
 致可決(ツマ)された。

◇斯くて今年一月委員定まり、部長に法学部教授佐々木惣
 一博士を戴くことを得て、諸般の準備を進め、二月中旬の
 役員会に於て「京都帝国大学新聞」の名称を決定し総務委
 員諸氏と協力の下に遂に今日創刊号を發行し得るに至つた
 次第である。

◇以上略叙し來つた如く、本紙は我が京都帝国大学学友会
 の機関たるべく生れ出でたものであるが学友会は即ち大学
 と其の实体を同じうするので、本紙は即ち京都帝国大学の
 機関たるべき使命を有するものと心得て居る。此の心得の
 下に我等は曩に一の申合せをなしたのであるが、それは要
 するに右の趣意を体して茲に我が大学を表現し、我が大学
 の發展を期し、延いては学界並に一般社会に何等かの貢献
 をしたいと希ふに過ぎないのである。

◇言葉はその人の表現であるそれ故にその言葉によつて其

の人を知ることが出来る。その如く本紙は我が大学の言葉であるであらう。此の言葉によつて我が大学が——其の学風が——其の品位が——其の造詣が——其の識見が——知られるとするならば、之は甚だ自重せねばならぬ事である。諸先生並に会員諸氏に偏に協力を願ひ以て之が美を濟さしめられんことを希望して已まない次第である。

二 大学生生活

一 寄宿舎開始ニ関スル告示案

〔二三〕
一九〇六(明治三九)年一月一九日

寄宿舎開始ニ関スル告示案

告示第一号

本学学生一般

本学寄宿舎カ学生ノ研学修養上重要ナル一機関タルヘキ所以ノモノハ在舎学生力特ニ規律アリ制裁アルノ切磋団体ヲ組織スルニ由リテ存ス而シテ此目的ヲ達セント欲セハ寄宿舎開始ノ時ニ於テ先ツ其基礎ヲ確立セサルヘカラス因テ此際学生監ヲシテ入舎希望学生ニ就キ特ニ選択セシメ以テ創設ノ事ニ当ラシメントス入舎希望ノ者ハ本文ノ趣旨ヲ体シ入舎願書ヲ差出スヘシ

年 月 日

(木下広水)
総長

二 京都帝国大学々々生毎月費消ノ平均金額調

〔六五〕
一九〇六(明治三九)年一月五日

京都帝国大学々々生毎月費消ノ平均金額調

一 授業料 三、五〇〇

一 食 費 六、〇〇〇

一 被服費 二、三一七

二、六一三(医科大学々々生四ヶ年洋服
冬夏各二着トス)

一 学校用品 一、五〇〇

五、五〇〇(医科大学々々生分)

一 雑 費 六、三〇〇

一九、六一七

計 二三、九一二(医科大学々々生分)

京都帝国大学々々生毎月費消金額ニ関スル明細書

一 授業料 九月納 一四、〇〇〇

一月納 一〇、五〇〇

四月納 一〇、五〇〇

計 三五、〇〇〇

一被服費

洋服冬 一五、〇〇〇

同夏 一二、〇〇〇

外套 一七、〇〇〇

制帽 一、五〇〇

計 四五、五〇〇

以上入学ヨリ三ヶ年間通シテ使用ニ堪フルモノトス医科
大学々生ハ四ヶ年ニ冬服二着ヲ要ス和服袴羽織夜具ノ類
ハ入学ノ際自家ヨリ持参スルモノトス

靴 五、〇〇〇

襯衣袴下猿股類 三、〇〇〇

以上毎年ノ消費額

一書籍費

	法 科	医 科	理 工 科
一学年	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
二学年	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇
三学年	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇
四学年	〇	四、〇〇〇	〇
計	三〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	三〇、〇〇〇

一ノート筆墨費 五〇〇 一ヶ月分

一器械費

医科ノミ四ヶ年通シテ一〇、〇〇〇トス

一食費 六、〇〇〇 一ヶ月分

一雑費

寄宿 下宿

舍費 一、〇〇〇 室代 一、〇〇〇

副食物鶏卵等 一、〇〇〇 一、〇〇〇

新聞雑誌 一〇〇 一〇〇

茶話会費 一〇〇 炭油代 一五〇

草履下駄 二五〇 二五〇

理髮 一〇〇 一〇〇

通信費 二〇〇 二〇〇

石ハミガキ等 一〇〇 一〇〇

靴修理 二〇〇 二〇〇

洗濯代 三〇〇 三〇〇

運動会費 二〇〇 二〇〇

小遣費 二、五〇〇 二、五〇〇

湯錢 〇 二〇〇

計 六、〇五〇 六、三〇〇

三 寄宿舎記事〔抄〕

一九〇九(明治四二)年 〔三二〕

寄宿舎記事

本学寄宿舎は三十年九月十五日開設せられ、現在の本部の建築を以て之に充てたり。全年十一月二日石川舎監新任あり、三十一年八月廿三日今の建築に移る。

三十六年十二月舎監廃官となり、翌年一月石川前舎監学生監事務監督を嘱托せられ、中山書記事務補助となり、主として事務を執行す。三十八年十二月閉舎の達示あり、翌年一月更に開舎せらる。四十一年六月山本学生監の新任あり。

開舎以来の毎年(九月末日)の学生数及室数は左の如し。

	舎生数	自修室数	寢室数
三十年	二四	五	一
三十一年	四九	一四	七
三十二年	九九	一五	一五
三十三年	九六	一五	一六
三十四年	九五	一五	一六
三十五年	八五	一五	一六
三十六年	八一	一五	一六
三十七年	八四	一五	一六

三十八年	八一	一五	一六
三十九年	五七	一八	一八
四十年	四七	一九	二〇
四十一年	六三	二四	二〇

明治三十九年

三十九年一月告示第一号を以て寄宿舎を開始せらる

大学々生一般

大学寄宿舎ガ学生ノ研學修養上重要ナル一機關タルベキ所以ノモノハ在舎学生ガ特ニ規律アリ制裁アルノ切磋商體ヲ組織スルニ由リテ存ス而シテ此目的ヲ達セント欲セバ寄宿舎開始ノ時ニ於テ先ツ其基礎ヲ確立セザルベカラズ因テ此際学生監ヲシテ入舎希望学生ニ就キ特ニ選択セシメ以テ創部ノ事ニ当ラシメントス入舎希望ノ者ハ本文ノ趣旨ヲ体シ入舎願書ヲ差出スベシ

明治三十九年一月 京都帝國大學總長木下廣次

二月五日開舎。八日迄に入舎を許可せられたるもの五十八名。入舎に際し石川学生監より舎内に於ける一般の注意あり。八日第一回舎生總會を開き、入舎に関する事項並に各室より總代一名選出の件を議し、十日入舎式を挙行す。總長代理久原理工科大学長の訓示、石川学生監事務監督の

告諭あり。舎生総代外山岑作答辞を述べ、左の決議文を朗読す。

吾人は茲に総長告示の旨を体し且我寄宿舎が本学に対する本来の責務を思ひ一致協力之が実行を期す

毎年二月を以て寄宿舎^(マ)記念日と定む

十一日総代会を開き、総代中より専務総代三名互選及之に關する諸種の件を定む。岡虎太郎、外山岑作、北田正平専務総代に互選せらる。

三月三日舎生總會を開き、寄宿舎申合を定む。

一、寄宿舎生は総長の告示に遵ひ規律あり制裁ある切磋團體を組織し且つ舎が本学に対する本来の責務を思ひ一致協力之が実行を期す

一、舎内の事務を整理する為め各室より総代一名を選出し総代会を組織す

一、総代中より専務総代三名を互選し日掌^(マ)の事務と食事の監督とを委託す

一、総代は毎年九月新選し二月改選す

但し学年始新選迄は前学年総代及専務総代中現に舎にあるもの引き続き事務を掌る

一、入舎^(マ)の許可は諮詢を経て学生監之を定む

一、自修室及寢室は学年始め又は新入舎の時抽籤により

之を定む

一、毎年二月自修室の室換を執行す

室換に於ける室割は各自抽籤とし従来北側室に在りしものは南側のみに付抽籤することを得

一、事故ありて下宿帰省又は旅行せんとするとき及帰來せるときは学生監へ通告すること

一、共同生活を害するものあるときは総代会をして之に相當の制裁を加へしむ

一、舎生總會の決議を経るときは此申合を政^(マ)正することを得

五月十日木下総長石川学生監、中山学生監補助及医員^(附三)今井医学士列席の上一同紀念撮影をなす。

二十二日左の件を決議す

一、入舎志願者は何時にても出願し得ること

一、下宿二週間以上に渉るものは退舎せしものと見做す 但し実習其他止むを得ざる場合総代会の承認あるときは此限りにあらず

応急剎を学生監室に備へ付け、各自随時使用せしむることとす。

七月卒業すべき舎生法科大学々生古川源太郎、佐伯貴範、勝山勝司、北田正平、岸達也、岡虎太郎、平野正朝より在

舎記念として油画及附属具一切寄贈し、之を乾室に掲ぐ。

九月寄宿舎内に新に園芸部を設け、四名の委員を挙げて園芸に関する一切の事務を処理せしむること、し丸山英一、竹崎瑞夫、井坂勝三、何盛三委員に推選せらる。総代会に於て、舎生総代会は舎生五名以上の申出により之を開催し得ることに定め、又当分各自修室定員を四名と定む。

十月平野正朝、千秋寛、北田正平、専務総代となる外山岑作發議に係る舎内雑誌編成の件を可決し、各室必ず原稿(メモ)一牧を出し、当番室之を取纏めて編成すること、す。

十四日松茸狩を岩倉山に行ふ。園芸部中に養鶏事業を設け、舎前の庭園に一区域を劃し、試験的に鶏数羽を飼養す。

十一月三日天長節祝賀晚餐会を食堂に開く。国旗を以て天井を飾り、中央の花瓶には園芸部培養の菊花を挿し、一列の卓之を囲む。北田専務総代の開会の辞、石川学生監の祝辞あり。満盃を挙げて陛下の万歳を三唱す。中山学生監補助亦数年前大学より捧呈せる式辞を朗読し、一同起立して静聴す。宴闌にして琵琶詩吟居合抜剣舞等の余興あり、各自充分の歡を尽す。

十日運動会来場の各中学校の選手及監督者を招きて晚餐会を開き、引続き乾室に於て茶話会を催す。石川学生監の演説、来場中学監督者の答辞、舎生の寄宿舎紹介等あり。

尚余興として琵琶詩吟剣舞等ありて散会す。

十五日靈山に於て坂本龍馬中岡慎太郎四十年執行際(メモ)に際し舎は勤王の志士の遺勲を慕ひ贊を供へ中山学生監補助及学生数名列席す

毎年十二月及六月に舎生名簿調製すること、す。

十二月九日兎狩を岩倉山に催す。

(以下略)

四 学生控所の新設(抄)

一九二一(明治四四)年

学生控所の新設

学内の集会場に充つるの目的を以て学生控所新築費四十三年度予算内に組込まれ、(治兵衛)山本技師監督の下に永瀬建築嘱託主として設計の任に当り、建築部直営にて工事を行ふ。工事年度の始より設計に係り、一月二十日頃にて全工事殆ど竣る。場内の電灯工事は青柳電工監督の意匠に成れり。(栄司)電灯設計に関する説明は開場祝の席上に於ける同教授の演説によりて之を知るべし。

本場は田中通近衛上ル東側元法医分教室の趾にあり坪数百四十四坪、木造モダレン、スタイルにして総二階なり。

階下には中央に廊下通じて建築を南北両側に区劃す。玄関の北側には巡視室、巡視控所、電話室あり。之と相對して南側には階段あり、其下には畳の間（七坪半）あり。畳の間の東には南会合室（二十一坪半）職員室（十三坪余）あり。其北側には談話室（十七坪）及北会合室（十七坪余）あり其東なる廊下には売店あり、切符口ありて、其東には附屬庖厨場（六坪）あり。階上は総坪百十一坪余の大広間にして、正面には三間九尺の壇を据ゑ、下なる庖厨場にはリフトによりて交通す。

本誌口絵集会場の写真は機械工学教室三宅助手の撮影にかゝる。

本場開場祝を兼ねたる以文会大茶話会に於ける菊池^{（大應）}総長の演説は、本場建築の趣旨を明にし、司会者川口孫次郎氏の演説は学生の決心を示したるものなれば、順序宜しきを得ざれども次に之を登載す。

開場祝に於ける川口司会者の演説

来賓各位、総長閣下、各分科大学諸先生、並に学生諸君、我学生集会場開場式に當つて斯く盛に來会の榮を忝したるは、當に當番委員等の光榮たるのみならず、我京都帝国大学の為に誠に欣喜に堪へざる所、否、我大日本帝国教育の為に大に慶賀すべき所なり。

何故に我京都帝国大学の為に欣喜し、帝国教育の為に慶賀すべきことなるか。抑大学とは、極く簡潔に定義を下せば即ち大に学ぶ所なり。（拍手、笑声起る）、大に学ぶとは、間口広く而も奥行深く而して強く学ぶべきの義なり。之を学ぶ大学生とは何ぞや。帝国大学令の第一条に「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応ズル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」とあり。国家の須要に應ずる學術技芸を教授し其蘊奥を極むるを目的とせる大学に在りて、大に即ち広く深く且つ強く学ぶべき者これ即ち帝国大学生なり。余は実に始終斯の如く確信し、必要の場合には常に斯く公言して憚らず。然るに世には之に對して直に言ふ者あり、曰く、大学生にして言何ぞ乳臭を帶ぶる、曰く何ぞ拘泥せる、かくの如きは現時流行する所にあらずと。

諸君、此処に我京都帝国大学生の特色が現れざるべからず。学問の前には大人もなく小兒もなし。吾等は学問の前には或程度までは畢生小兒ならざるべからず。世間に流行するとせざるとはこれ大学の顧慮すべからざる所。世間をして大学に従はしめんか、抑も大学をして世間に従はしめんか。吾等は少くとも差当り専門学科の研修に於ては一世の模範を以て自任する者、将来世界の学界のレッコード破りとならむことを以て自負するものなり。（拍手）眇たる不肖

の身を以て諸先生列席の前に於て之を言ふ、稍誇大に失するの観なきにあらざれども、決して空言自ら喜ぶものにあらず。京都帝国大学の諸教官は、帝国の為に世界の学者を以て自任して吾等学生を率ゐらる、其指導激励の下に立てる学生にして此意気なくば、独り何を以て諸先生の厚恩に報謝すべき。抑も今後益発揚すべき我京都帝国大学学風に對する吾等の責任は、此自任あるにあらずば、何によりてか之を完うすべき。而して此責任を完うする、これ実に我京都帝国大学を設立せる我國家に對する吾等の義務にあらずや。

然れども若し之を以て我京都帝国大学(マヤ)の全約を悉したりとせば則ち左る。我京都帝国大学には其専門の學術技芸に對しては、弱者の眼よりすれば傲慢不遜にも類する氣風あると共に、他の一面には又温容慈眼、百川を容れて溢れざるの襟度あり。

専門學術を研究する上には韋駄天の如く阿修羅の如き突撃力を揮ふと同時に、他面に於ては和氣諷然春風の如く、浴し風し詠じて帰るの趣あり。學に當つては一念専心他を顧みざる各科學生も一旦其専門(マヤ)のペンを置き、メスを置き、巻を置き、ハンマーを置き、而して一堂に相会するや、その理工科たると、文科たると、医科たると、法科たるとを

問はず、又その教官たると學生たるを論ぜず、膝を交へ頭を集めて怡々乎として語る。此両面、之れ実に我京都帝国大学學風の大觀なるなからんか。

此嚴格なる方面鬼の城砦は吉田町に久しく巍然として存在したれども、和煦の方面菩薩の樓閣は未だ之を見ざりしが、今始めて其落成を見、今夕其開帳の式を行ふを得たり。從來我大学に欠けたる方面は、之よりして之を實行するを得。されば今夕の会は唯尋常一般の大茶話会を以て目すべからず、我大学の為に実に永久記念すべきものなり。其記念式を斯くも盛大に舉行するを得る、之れ余が先に我大学の為に欣喜に堪へずと述べたる所以なり。此我大学特得の施設を斯く盛大に祝賀するを得たるより推して、更に此施設が常に我大学の一举一動に注目せる一般教育社會に及す影響の頗る多大なるものあるを思へば、欣びの更に禁じ難きものあり。之れ余が第二に我帝國教育界の為に慶賀に堪へずと述べたる所以なり。

此欣喜と慶賀の中に於ても、何事ぞ花見る人の長刀、我大学々風の前途に對し且は我帝國教育界に及ぼす我等の予期以外の影響に對し、此樓閣の運用に關して甚だ輕からざる責任を感じざるを得ざるものあり。唯吾等不肖なれども、少くとも將來一世の模範となり、前述一代の儀表たらざる

べからざる境遇にあるを自覚せる者、幸に学徳高き諸先生の指導の下に此楼閣の運用に努め、以て其有終の美を済すことにつきては聊か確信する所あり。

更に諸先生に願ふ所あり。既にかゝる設備成りたる上は、絶えず此堂に出入し、吾等学生を有言無言の裏に薰陶し醇化せられむこと、これ実に学生一同の至願なり。

こゝに祝辞を兼ね吾等の覚悟と諸先生方に対する希望とを陳べ、之を以て開会の辞とす。

集会場開場祝に於ける総長の演説

諸君余は今晩深く欣喜に堪へざるの感あり。諸君も亦必ず然るべきを思ひ、又然らんことを希望す。

此会場の必要については以文会大茶話会ある毎に――否以文会成立前の茶話会に於て既に之を感じたりしが、幸にして予算の成立を見、幾度か之を披露したれば、諸君も必ず余と共に熱心に其新築を待ちたるべし。而して今其落成を見る、これ余が特に欣喜に堪へざる所以なり。

本場の目的と必要とに至りては諸君の之を知ること熟せり、また之を説くを要せず。たゞこゝに一言せんと欲するものあり。帝国大学は総合大学にして単独大学にあらず。

総合大学の利益は一ならず、各専門の学生互に相交際し談話嬉遊の間に於ても諸方面の觀察法を知得交換する、これ

其利益の主要なるものなり。而も従来学生集会の場所なかりし為、空しく此利益を捨てざるを得ざりしは甚だ遺憾とせる所、本場の新築によりて庶幾くは其欠を補ふを得ん。

本場既に落成したれば、なるべく学生の便宜を計らんと欲し、特に学長指名の学生を委員に囑托して使用方法を議定せしめたり。使用方法の目的も上述の趣旨より出でたるものなれば、実行上不便と感ずるものは固より漸次之を改正するを要す。使用方法中、日本酒及ビールを許可する項あり。之については委員間にも多少の意見あり。余は自ら酒を飲まず、飲酒は害あつて利なしと信ずれども、現今社会の状態未だ宴会に於て全く飲酒を廃するには至らず。而して歓迎送別等の宴が屢本場に於て催さるゝは余の最も望む所なれば、本場に於て飲酒を厳禁するは現状之を許さず。或は宴会の場合には飲酒を許すとも、個人に之を禁ずれば可なりと主張するものあれども、宴会の場合と個人なるとを問はず、大学生にして酩酊の為に挙止度を失する如き者ありとは余の断じて信ぜざる所、余は諸君を信用して場内に於ける飲酒を許可したり。諸君も亦吾意を諒せられんことを望む。

独り飲酒のみならず、多数の者絶えず使用すべき本場に於ては、自ら慎み他を害せざらんと努むるは当然の公徳な

りとす。本場に於て成るべく趣味を饒多ならしむるは諸君の余と共に欲せらるゝ所。公設展覧会出品中にて文部省が買上げたる絵画数点は向に本学に貸附せられたり、其中一二は此会場に掲ぐべし。学内外の有志者より雑誌、圖書、写真類の寄贈は必ず之あるべく、現時既に数種の申込あり。其使用法についても十分に諸君を信用し、諸君の自由に閲覧するに任すべし。

之を要するに本場は実に学生諸君の自由に使用すべきものなり。本場の落成については諸君と共に深く之を喜べども、真に本場の落成を喜ぶべきは本場善用の実蹟着々現れる日にあるべきを知らざるべからず。

余は実に司会者と同じく職員来場の多からんことを望む。職員の専用として一室を定め置きたれども、勉めて学生と席を同うし、以て講壇以外の薰陶を加へられんこと、これ吾至囑なり。

今晚の開場祝は実に盛大を極めたり。希くは本日の光景を忘れず、十分に本場を善用あらんことを望む。之を以て祝辞とす。

〔中略〕

集会場委員

集会場の成るに先ち、各分科大学長の指名によれる集会場

委員設けられ、^(山本良吉)学生監召集の下に使用方法等につき数回会議の結果、使用方案、開場祝の方法等を申合せ、総長の認可を経たり。使用方案中、主要の部分は総長に於て特に大学評議會に諮詢ありき。委員氏名左の如し

法科学生	池田 善雄	野口榮三郎	瀧 正雄
医科学生	石井與三郎		
	中谷 茂	本田 理雄	平山 遠

文科学生	藤井種太郎	有高 巖	中津 親義
	天野 貞祐		

理工科学生	關谷 正慶	關本 賢治	岡本 正康
	田村 喜秋		

集会場使用方法

一、集会場は午前八時半より之を開き午後十時半閉場但し変更することあるべし

二、場内にては放歌を嚴禁す

三、入場し得る者は職員、学生、生徒、卒業生及其同伴者とす

四、前項入場し得る者の中制帽ある者又は学生々徒たるを証明すべき札(学生監より之を授与す)を持する者は之を巡視に示し之を持せざる者は備付の帳簿に署名せしむ

学生証明札は再与する時は手数料五銭を納付せしむ

五、一室を借切らんとする場合には其責任者より月日時刻、借切の事由、人員（職員学生々徒其他に区別）を相当期間前に於て申出づべし

六、大学及各分科大学常設の組織ある学会等は貸切料を徴収せずクラス会には之を徴収す

七、貸切料は階下の室は一回五拾銭とし階上大広間は壹円とし借切申出の際納入すべきものとす

階上大広間を借切らんとするものは貸切料の外更に器具整理に要する実費を支払ふべきものとす

八、場内に於て販売する一切の物品はすべて現金にて購買すべきものとす

九、前項の物品及代価は場内に掲示す

十、飲食及遊戯は指定室以外に於て為すことを得ず

十一、入場者は集会場巡視小使を使役することを得ず

十二、器具等を破損せる場合には之を弁償せしむ

使用方法附帶事項

一、階下会合室は同時に全部貸切ことを得ず

二、畳の間は貸切とせず

三、場内に販売する物品は当分左の通とす

煙草、菓子、菓物、罐詰、サイダー類、ビール、日本酒、

ピンポン球、パン、牛乳、コーヒ、紅茶、絵葉書、マツチ、及午前十一時以後は簡易なる洋食、焼鍋を用意すること、す

四、売店以外に於て販売する物品は現金を切符に替へて之を購買すること、す

五、飲食物は不都合なき範圍に於て入場者之を外部より持参することを得

六、焼鍋は会合室に於て机巾を用ひざる卓子に於て之をなさしむ

畳の間に於ては菓子菓物茶以外を用ふるを得ず

特に設備ある場合の外は階上に於て飲食するを得ず

七、遊戯品としてはピンポン、碁、将碁^(マツ)を備ふ

但しピンポンは階上、碁、将碁^(マツ)は畳の間に於てす

八、新聞雜誌類の閲覧は備付以外の場所に於て之をなすを得ず

九、借切の場合を除きては使用人に心附を与へざること、

す

〔以下略〕

五 道場落成、道場開き〔抄〕

〔三三〕
一九二二（明治四五）年四月

道場落成

学生控所及寄宿舎と共に昨年度よりの継続事業たる道場は、愈二月末を以て落成し、三月一日開場の式を挙げたり。同場は学生控所の北にあり。東西十間、南北八間、東半を柔道、西半を剣道に用ふ。経費約七千円を要したり。尚其附近には運動会よりして仮風呂場を設くる計画あり、不日起工すべし。開場式は運動会に於て行ひたれば、詳細の記事は同会の条下に載せたり。

道場開き

三月一日午後一時より我京都帝国大学剣柔道々場開き舉行せらる。中央に祭壇を設け、左右に來賓及学生席を構ふ。先づ神官、供物をさげ、いと厳に祭文を読み、総長及び学生總代玉串を捧げて祭神式を終る。次で総長は左の式辞を朗読あり。

竊ニ聞ク剛健ノ氣象ハ身体ノ堅固ニ基ツキ不撓ノ精神ハ筋骨ノ鍛鍊ニ負フモノ少シトセズ是ヲ以テ周代ノ武芸射御並ヒ重ンセラレ希臘ノ教育体操音楽ト共ニ行ハレタリ之ヲ国史ニ徴スルニ

列聖ノ世ヲ撫シ民ヲ治メ衆庶ノ己ヲ修メ公ニ奉スル一トシテ文武相濟シ以テ其用ヲ達スルニアラサルハナシ降リテ中世ニ至リテハ武門治ヲナシ専ラ攻伐ニ任シ文ヲ輕シ武ヲ黷スノ嫌アリト雖モ其間士習撲実廉恥ヲ重シ礼讓ヲ尚ヒ浮華ヲ抑エ文弱ヲ賤メ死生以テ其心ヲ動カスニ足ラズ、利害以テ其志ヲ奪フニ足ラズ毅然内ニ守リ外事フル処ニ忠ニス是レヲ武士道ト云フ而シテ武術ハ実ニ其精神ヲ練磨スル所以ノ具ニ過キス蓋シ武士道ナルモノハ當時特殊ノ制度ヨリ生ゼシモノナレトモ其精神ノ重スヘキハ則チ古今東西ヲ分タス武術廢スヘカラサルノ理亦此ニ存ス嗟乎諸子ノ此堂ニ上ルモノ其レ冀クハ心性ト身体ト相関スルコト深キヲ思ヒ又能ク時勢ノ推移ヲ顧ミ此術ニヨリテ鍊鍛セル精神ヲ当世ノ勢ニ施スコトヲ忘レスンハ効果ノ大ナル豈問フヲ須ヒンヤ夫ノ徒ニ力ヲ闘ハシ技ヲ競ヒ心ヲ輸贏ノ間ニ用ヒ以テ能事終レリトナスカ如キハ蓋シ武術ノ本義ニアラザルベシ今や開堂ノ礼ヲ拳クルニ際シ聊カ所見ヲ據ヘ以テ諸子ニ告クト云爾

明治四十五年三月一日

京都帝国大学総長理学博士男爵菊池大麓

次で剣道柔道の形を行ひ、剣道の地稽古の次には柔道の乱捕あり。

三時過ぎ式を終へ、来賓及演武者一同には集會場に於て茶菓を供せり。

当日来賓の重なるものは、^(資二郎)荒木医科大学長、^(彦市)折田大日本

武徳会副会長、^(佐保)酒井第三高等学校長、^(連馬)溝淵第四高等学校長、

^(義太郎)堀京都府師範学校長、^(外三郎)森同第一中学校長、学内諸教授、剣

道柔道の各師範及武徳会員等にして学生側は三高及中学生

及我大学生等合せて百五十名許りなりき。今まで大学寄宿

舎の西隅に蟄居したりし乾堂はかくして此広居に移りぬ。

乾徳男子の道を發揮して、武道らしき武道を發揚する、こ

れ會員が大学此堂を設けたるの趣旨に対して負ふ所の責務

なり。式辞は炳たり、會員たるもの深く心に銘する所なか

るべからず。

〔以下略〕

六 購買組合と共同購買会

一九一七(大正六)年一二月 (三三二)

購買組合と共同購買会

曩に本年三月を以て創立せられたる、京都大学購買組合は、其後着々發達の歩を進め去る九月二十九日を以て第一回通常總會を開くに至りたり。試に此の第一回通常總會に

於て報告せられたる所に由りて、其の業務の実績を窺ふに、本年九月十日を以て終りたる第一年度は、創立後僅かに七ヶ月を経たるに過ぎざれば事業は唯だ漸くにして其緒に就きたりと云ひ得可きに過ぎざれども、然かも其の發達の状況は甚だ堅実なるものあるを知るに難からず。

創立以来七ヶ月を以て終れる第一事業年度の状況は先づ組合員数に於ては、創立当時三十一名(四十三口)なりしもの年度末現在に於ては七十一名(八十四口)となり、従て出資金額は、創立当時二百十五円なりしもの年度末現在四百二十円となりたり。次に其七ヶ月間に於ける購買代金は合計千八百七十六円二十錢五厘にして之が物品代金としての支払額に対する余剰五十二円七十八錢五厘なり。其額に於て決して大なりと謂ふ可らざれども、創立早々兎も角も五十余円の余剰を見るを得たるは先づ満足の結果なりとせざる可らず。

仍て創立以後に於ける月々の發達状況を各月別購買金額によりて示せば左の如し。

購買金額		歩合	
円		%	
三月……………	四三・一一〇	一〇〇	
四月……………	一〇三・三九〇	二三九	

五月……………一八三・三〇〇 三八一
 六月……………四四九・四九五 一〇四〇
 七月……………三九四・二七五 九一四
 八月……………七〇二・六三五 一六二九
 即ち八月に至りては創立当月に比し十六倍強の購買高を見るに至りたる次第にして、月の重なるに従ひ漸次に購買額の増加し来りたる状況に由りて之を察せば其の發達の甚だ着実なるものあるを知るに難からざる也。
 尚ほ右の七ヶ月内に取扱はれたる物品の種類及び其の購買金額を示せば左の如し。

品 種	購買金額
白米……………	八八八・四八〇
飲料……………	一七五・二〇五
砂糖……………	一六四・七八〇
食料品雜……………	一四四・六五〇
薪炭……………	一〇七・二五〇
小間物類(襯衣、靴下、足袋等)……………	八三・八五五
文房具……………	二四・八五五
其他雜……………	二八七・一〇〇
合計……………	一、八七六・二〇五

右の狀態を以て第一年度を修りたる京都大学購買組合は、事業漸く其の基礎を据ゑ得たるを認めたるが故に、第二年度よりしては、今少しく其の業務を拡張するの必要を認め

又其の時機の到来したるを思ひ、先づ其の事務所を便宜の場所に置き又其の事務の為に専任者を置くこと、なしたり。即ち事務所としては大学に正式の手続を経て工科及び理科大学の事務室に隣接せる本部建物内の一室を借受くることを願出で、幸に其の許可を得て九月末を以て之に移転することを得たり。之に移転すると同時に組合は専任の事務員を雇入れ、又文房具、書籍、呉服類、下駄傘類、襯衣靴下類、化粧品其他の雜貨等の現品を備付けて組合員の購買に便にすること、なしたり。

斯くて今や京都大学購買組合は右の事務所に於て毎日(日曜日祭日を除く)午前八時より午後五時迄業務を取扱ひ、右に掲げたる物品の現売を為すと共に、他方又従前の通り、米穀、薪炭、飲料、砂糖、茶等の如き物品は組合員に対し直接に特約取扱商店より購買を為さしむるの方法を採りつ、あり。

事業狀態が右の如く大に整備し来れると共に新たに組合に加入する人漸次に加はり来り、十月内に於ける新加入者の数は実に八名の多きに上ばるに至りたり。此の状況を以て進まば今後に於ける事業の發展期して待つ可きものあるを疑ふ能はず。

然るに茲に問題たるは、京都大学購買組合は京都帝国大

學に奉職する者に限り其の組合員たるを得可く、然かも之れ正式の産業組合たれば、其の加入脱退の手続多少面倒なるものあり、学生の如く頻繁に出入する即ち毎年卒業し入學する者を組合員と爲すに適せず、又大學奉職者にしても之に加入するに不便なる事情を有する者なきにあらず、然かも此等^(二)多人の人々も亦物品の良質なるを安価に購入するを希望する点に於ては組合員たる者に劣ることなし、然らば此等の人々を如何にす可きかと云ふこと之なり。数多き学生々徒と、在職者中の或者とに對して、購買組合員の受くると相似たる利便を受くるを得しめんことは元來購買組合設立發起者などの衷心希望する所にして、たゞ其の方法を如何にす可きかに就きて從來攻究を重ね来りし也。

茲に於てか事情の必要は終に、購買組合と併せて然かも之とは全然別個の事業として大學在職者及び学生々徒を以て組織する共同購買会なるもの、成立を見るに至らしめたり。

共同購買会なるものは産業組合の如き特定の組織によらざるものにして、會員たる者は我が大學の在職者及び学生々徒たる限り何人にも之に加入するを得可く、加入に際しては何等の出資を爲すを要せざるもの也。而して其の事務は会の信任する人々に信託して之を行はしめ、事務所及び

事務員の如きは便宜の爲めに又経費を節約するの必要上之を購買組合と共同にすることゝし、たゞ事業が別個の事業たれば帳簿等を別にして、兩者の業務上の混同を防ぐものとす。又共同購買会に於て取扱ふ物品は略ぼ購買組合の取扱ふ物と同様にして事務所に於て現金を以て現買するものとなす。

共同購買会は固より之れ良質なる必要品を安価に購入せんとするだけの目的を有するものにして、畢竟多数者の共同により大量的購入を爲して以て価格の低安を得んとするものに外ならず。従て其の業務は全然營利を目的と爲さざるは言を俟たず。唯だ事務上に必要なる経費を支弁するが爲に、之に必要な歩合を物品の買入価格に附加して會員に頒つものたるに過ぎざる也。

されば共同購買会なるものは頗る簡易に其の事業より生ずる利便を広く我が大学内一般に及ぼさんとするものにして、會員たらんとする者は、事務所に備付けある帳簿に姓名を記入する事に依りて會員たらんとするの意思を明示すれば即ち足り、物品は各自の好む所に従ひ事務所に就きて現金現買を爲せば可なり。他に何等面倒なる手続を要することなし。唯併し乍ら此種の事業は會員たる者が、会の事業に對して十分の同情を有し、会の事業は即ち會員各自の

共同の事業なることを意識して成る可く多く之を利用し以て其の購入物品の数量を多からしめ、大量購入を為す事より生ずる利益をして益々多大ならしむるにつき各自注意する所あるによりて甫めて能く成功するを得るものなることは、之を忘る可らざる所なり。而して此種の事業は由來兎角同種商品を販売する商人の競争を被り、為に業務困難に陥るを例とするものなれば、会員たる者は商人の甘言に誘はれず、又其の術数に乗らず、一時は多少の不便を忍びても、会の事業の終局の成功に各自貢献する所あるを期せざる可らざるものなり。此の心掛の好く行届き行はるる限り此会の前途や甚だ有望なりと謂はざる可らず。

要するに吾人は購買組合の發展と共同購買会の成立とに對しては之を祝し之を歓迎するを禁ずる能はず。広く之が利用の学内全般に及びて其の利便の益々広く享受せらるゝに至らんことを希望せざるを得ざる也。

左に共同購買会の会則を掲げて読者の一覽に供す。

会 則

第一章 總 則

第一条 本会ハ日用品ノ共同購入ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ共同購買会ト称ス

第三条 本会ハ京都帝国大学在職者及ヒ学生生徒ヲ以テ

組織ス

第四条 本会ノ事務所ハ之ヲ京都帝国大学構内ニ置ク

第二章 機 関

第五条 本会ニ幹事 名委員 名ヲ置ク

第六条 幹事ハ京都帝国大学在職者中ヨリ之ヲ互選ス委員ハ京都帝国大学学生生徒中ヨリ幹事之ヲ選任ス

第七条 幹事及ヒ委員ノ任期ハ一年トス但シ再任ヲ妨ケス

ス

第八条 幹事及ヒ委員ハ會員ノ需要ヲ調査シテ之ヲ事業ノ管理者ニ具申シ又事業ノ管理上ニ關スル會員ノ希望ヲ伝達スルヲ以テ其ノ任務ト為ス

第三章 事業ノ管理

第九条 本会ノ事業管理ハ之ヲ幹事会ニ於テ選定スル人々ニ信託ス

人々ニ信託ス

第十条 本会ノ事業年度ハ毎年九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

九月十日ニ終ル

第十一条 本会ニ於テ取扱フ物品左ノ如シ

一、書 籍

二、文 房 具

三、日 用 雜 貨

四、食 料 品

第十二条 会員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支払フコ

トヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ限り月末払ヲ許スコトアル可シ

第十三条 事業ノ執行ニ要スル費用ハ物品ノ代価中ニ之

ヲ加算スルモノトス

第十四条 一年度内ノ事業報告ハ学会誌上ニ於テス

第四章 加入及脱退

第十五条 新ニ会員タラントスル者ハ事務所ニ備付アル

会員名簿ニ署名スルヲ以テ足ル

第十六条 脱退セントスル者ハ事務所ニ申出テ会員名簿

中ヨリ其ノ姓名ノ削除ヲ求ムルコトヲ要ス

第十七条 会員ハ左ノ場合ニハ当然其ノ会員タルノ資格

ヲ失フ

一、京都帝国大学ニ奉職スル会員ハ其ノ職ヲ去リタル

トキ

二、京都帝国大学学生生徒タル会員ハ其ノ学籍ヲ失ヒ

タルトキ

因ニ本年度委員は法科佐藤佐、医科五香屋彪、工科村田義人、文科十時進、理科中本實五氏とす。

七 京都帝国大学入学ニ関スル注意

〔一四〕 一九二四(大正一三)年二月

京都帝国大学入学ニ関スル注意

一 入学願書ニハ健康証明書ヲ添付シ二月十五日マデニ到達

スル様高等学校ヲ経テ差出スベシ但設備上差支ナキ学

科ニ限り三月末日マデ願書ヲ受理スルコトアルベシ

前項ノ願書ニハ学校医若クハ官公立病院ノ健康証明書

ヲ添付スルヲ要ス

健康証明書々式(用紙美濃半枚野紙)

健康証明書

原籍

府 市 町 番地
県 郡 村

何 某

年 月 日生

右ノ者ニ就キ大正九年文部省令第十六号学生生徒児童身体検査規程ニ準拠シ健康状態ヲ検査シタル処現在本人ノ体格ハ修学上障碍無之モノト証明ス

検査ヲ施行シタル 学校 医 姓名 印

若クハ官公立病院印

大正 年 月 日

一 入学許可アリタル者ハ四月二十日マデニ入学科金拾円ヲ

本学会計課ニ納付シ同時ニ左記ノ書類ヲ差出スヘシ

入学料ヲ納付セサルトキハ除名ス

必要書類	数	差出スヘキ部局
戸籍謄本	壹通	学部事務局
履歷書	壹通	本学庶務課
通学宿所届書	通	学部事務局

▲戸籍謄本ニハ欄外ニ学科及氏名ヲ記入スヘシ

▲在学中本籍、氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ戸籍謄本ヲ添付シ届出ツヘシ

▲履歷書用紙ハ本学ヨリ交付ス但シ入学願書ト共ニ提出済ノ者ハ再提出ニ及バス

▲通学宿所ヲ変更シタルトキハ其ノ都度直ニ届出ツベシ

一授業開始 四月十一日

▲授業ニ関スル詳細ハ学部事務局ニ照会スヘシ

一宣誓 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニヨリ専心勤學ノ宣誓ヲ為スコトヲ要ス

故ナクシテ宣誓ヲ為ササル者ニ対シテハ入学ノ許可ヲ取消ス

一制服制帽 学生生徒ハ制服、制帽ヲ着用スベシ制服ハ立

襟脊広形黒或ハ紺色トス夏時ハ鼠色ヲ代用スルモ可ナリ制帽ハ角形黒色トス

制服制帽ニハ必ズ本学所定ノボタン襟章及徽章ヲ用フベシ

選科生ノ制服制帽ハ襟章ノ次ニE字ヲ附シタルモノナリ

一教科書及参考書 学生ノ教科書若クハ参考書ハ附属図書館(又ハ教室)ヨリ之ヲ貸附セラル、モノアリ

一図書館 学生生徒ハ備付ノ図書雑誌ヲ借覽又ハ閱覽スルコトヲ得詳細ハ図書館ニ就キ承合スヘシ

一授業料ハ年額七拾五円ニシテ之ヲ三回ニ分チ本学会計課ニ納付スルヲ要ス(分納金額及期間ハ左ノ如シ)

第一回分 金貳拾五円 四月十一日ヨリ同月中

第二回分 金貳拾五円 九月十一日ヨリ同月中

第三回分 金貳拾五円 一月十一日ヨリ同月中

授業料ノ意納ハ規則上左ノ通り重大ナル結果ヲ生ズルガ故ニ特ニ注意セラレタシ

▲授業料ヲ右期間中ニ納付セサル場合ニハ本学通則第二十条ニヨリ当然「講義実習ニ出席、図書ノ閱覽等ヲ禁止」セラレタルコト、ナル

▲前項ノ禁止後三十日(即第一回分ハ五月三十日。第

二回分ハ十月三十日。第三回分ハ三月二日以内ニ

納付セサル場合ニハ前項禁止ノ為メ全部又ハ一部ノ聴講若シクハ実習ヲ為ササル科目ノ試問ヲ受クルコトヲ得ズ

▲次期ノ納付期ニ至ルモ尚前期分ヲ納付セサルトキハ(例ヘバ第一回分ヲ第二回分ノ納期タル九月十一日マデニ納付セサル場合)ハ除名セラル

▲授業料怠納ノ情状重キモノハ除名セラル

▲授業料怠納中ノ者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

一学友会 身心ヲ修養シ親睦ヲ計リ思想ヲ通融セシムルノ目的ヲ以テ職員、学生、生徒ノ全部ニヨリテ組織セラル

会員ノ種類ハ五種ニ分タレ学生生徒ハ正会員タルノ資格ヲ存ス

新入学者ノ学生生徒ハ入学許可ト同時ニ本会ノ正会員タルベキヲ以テ入会金並ニ会費ヲ左ノ通り本学会計課ニ納付スベシ

入会金 金壹円 入学科ト同時

会費 金四円 三期ニ分納ス即チ授業料ト同時ニ

第一回 金貳円 四月十一日ヨリ同月中

第二回 金壹円 九月十一日ヨリ同月中

第三回 金壹円 一月十一日ヨリ同月中

一学生集会所 科外研究又ハ懇親等諸会合室(階上大室 階下小室 式室)
ノ設備アリ詳細ハ集会所ニ就キ承合スヘシ

一寄宿舎 本学学生ニ限り入舍ヲ許可ス

収容人員数ニ制限アルニヨリ詳細ハ寄宿舎事務室ニ承合スヘシ

一郵便物 学生、生徒宛通常郵便物ハ各学部一定ノ場所ニ保存ス

同書留郵便物ハ所属学部事務室ニ於テ交付ス

一学生揭示場 揭示広告ヲ為サントスル者ハ方 尺以内ノ用紙ヲ用ヒテ揭示前本部庶務課ニ就キ証印ヲ受クヘシ
一学生身体検査 学生ハ毎年四、五月ノ候ニ執行スル定期身体検査ヲ受クルヲ要ス

一示達通告 時々学内各所ノ揭示場ニ揭示ヲナスニ付注意スルヲ要ス

大正十三年二月

京都帝国大学生監鈴木信太郎

八 本学祝日をトし『楽友会館』と命名していよく開かれる廿五周年記念会館 〔三三〕

一九二五(大正一四)年五月一日

本学祝日をトし『楽友会館』と命名していよく開かれる廿五周年記念会館

本学創立廿五周年に当り記念事業として發起された記念会館は既報の如く去る四月を以て竣成し、爾後内部の装飾を急いでゐたが『楽友会館』と荒木総長^(寅三郎)によつて命名されいよく本学祝日の五月十七日を以て開館することとなり、醸金した卒業生三千六百二十余名にそれ／＼案内状を發したが、併し料理場並に寢室の設備がまだ完成して居らぬから五月中は只茶菓の需めに應ずる位のこと、し多分六月一日から簡単な食事が出来るやうになるであらう

右について幹事工学部教授本野亨博士は左の如く語られた

あの会館を見る毎に出資者の同情や寄附金募集に当られた人々の熱誠、建築設計工事監督に当られた森田助教^(廣二)の努力に対していつも感謝の念を起さずには居られない。出来上つたものは瀟洒たる建物で京都では例を見る事が出来ない程であるが何分三千六百と云ふ多数の出資者に対し辛うじて二百を容るゝに過ぎない会堂ではとても開館式を挙げ

る事が出来ないから既に決定發表したとほり五月十七日学友会主催の園遊会に招待してそのつひでに新築の会館を見て貰ふ事にした、愈開館となれば大学で之を經營してゆく訳になるのであの美しさと氣持よさを保つてゆくには却々経費を要するがそれは他にいろ／＼必要な事に金が要る大学の経済では許されない事である、元來あの会館は出資した人達の集会所であり俱樂部であるが一旦出来上つた以上その人達だけがいつ迄も維持の責任を持つてゆく訳にはゆかないし又会館を使用し得る人を出資者に限るとすれば今後年々卒業してゆく人達は之を使ふ事が出来ない訳であるからこれから卒業してゆく人達が皆挙つて應分の出資をなし会館の維持を図るが当然だと思ふ、つまり之迄の人達があれを建てこれからの人達があれを維持してゆけば好からうと思ふ、夫には卒業の際に若干の寄附をするのも一つの方法であらう、会館は管理の都合上大学へ寄附した形式になつて居るがいつ迄も吾々卒業生を中心とした団体のものであると云ふ精神で維持してゆき度いと思ふ、それについて一つの希望があるがそれは会館落成を機会として京都帝國大学学生会なるものを設立したいと思ふのである、之には実行上困難な事がいろ／＼あるだらうと思ふが先づさし当り一年一回位名簿を發行して互の消息を知ると云ふ位の

事からボツ／＼始めていつたかどうかと思ふ、この事に就いては前から大分共鳴者もあるがまだ具体的には決つてゐない、会館の使用規則は本学二十五周年記念事業実行委員会の承認を経て然る後評議員会で決定されるものであるが本学教授中から選出された委員の希望としては

一本館は学会、講演会、其他学芸教育等に関係ある集会並に本館に関係ある者の個人的社交の爲めに使用すること、したい

一本館を使用し得る者は本学出身者、本館の建築に寄附した者並に其紹介ある者に限りたい

本学学生生徒は教官に同伴さる、場合に限り本館を使用させたい

一本館内に宿泊し得る者は本館建築に寄附した者及び特に其紹介ある紳士に限りたい(尚宿泊は一週間以内としたい。但し室の都合に依りそれ以上引続き使用出来る場合もある)

一集会を爲し一室を借受け使用せんとする者は予め係員の許諾を受け規定の料金を払ふこと

一室貸切料金、宿泊料金、食事料金球戯料金等は本館を貸して営業せしむるものと協定の上定めることになるので目下は未定である。尚来館者に対する注意事項としては

左の如き揭示をしたいと思います

◇来館者注意事項

一館内に在りては風儀及秩序を紊亂し又は他人の迷惑となるべき行為を避けられたし

一來館者は見苦しからざる服装を為されたし

一來館者は備付の簿冊に氏名を記せられたし

一外套、帽子、杖、傘、下駄其他携帯品は総べて所定の場所に預け置かれたし

一在館者と来訪者との面会は必ず取次を以てし特に設けたる場所に於てせられたし

一來館者は使用人に対する心附を廃せられたし

一來館者は器具其他の物件を損傷したるときは必ず弁償せられたし

一紹介者及同伴者は被紹介者及随伴者の行為につき其責任を任ぜられたし

一右諸項に違反する行為ありと認めたる場合には本館の出入を禁ずることあるべし

九 京都帝国大学楽友会規則

〔二六〕
一九二五(大正一四)年七月九日

京都帝国大学楽友会規則

第一条 本会ハ京都帝国大学楽友会ト称ス

第二条 本会ハ京都帝国大学楽友会館ノ建設費又ハ維持費ヲ寄附シタル京都帝国大学出身者及ヒ関係者ヲ以テ会員トス

第三条 本会ハ会員相互ノ親睦ト会館ノ維持及保全ヲ以テ其目的トス

第四条 本会ノ事務所ハ之ヲ京都帝国大学楽友会館内ニ置ク

第五条 本会ニ委員二十八名以内ヲ置ク

委員ハ委員会ヲ組織シ会務ヲ処理ス

委員ハ常務委員二名ヲ互選シ之ニ庶務会計ノ事務ヲ委任ス

第六条 本会ニ参与若干名ヲ置ク

参与ハ会務ニ関シ委員ヲ補佐ス

第七条 本会ニ書記一名ヲ置ク

書記ハ常務委員ノ命ヲ受ケ会務ヲ行フ

第八条 委員及参与ノ任期ハ二年トス

委員及参与選任ノ方法ハ委員会ノ決議ニ依ル

第九条 会員ハ京都帝国大学楽友会館使用規程ノ定ムル所

ニ従ヒ会館ヲ使用スルコトヲ得

第十条 会員ニシテ本会ノ名譽ヲ毀損シ其他本会ニ不利ナル行為アリト認ムルトキハ委員ノ全員ノ過半数ノ決議ヲ以テ其会員ヲ除名スルコトヲ得

第十一条 本規則ノ変更ハ委員会全員ノ過半数ノ決議ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

二三 学生運動

一 学生政治運動ニ関スル件

〔二五〕
一九一七(大正六)年三月一日

一、学生政治運動ニ関スル件

右ハ各分科大学長ヨリ夫々教室ニ於テ親ラ又ハ当該分科大学教授ニ委託シテ左ノ主旨ヲ以テ訓示スル事トス而シテ其学生々徒ニ対スル発表ニ付テハ之ヲ当該分科大学長ニ一任ス

訓示主旨 学生々徒ニシテ政治運動ニ従事スルハ学業

懈怠秩序紊乱ニ流レ易キヲ以テ之ヲ禁止ス

右訓示ニ違背シタル者アリタル時ハ之ヲ懲戒委員会ノ

議ニ附スベシ

廣中政男

二 清野長太郎書翰(荒木寅三郎宛)

〔六七〕

一九一九(大正八)年二月二十五日

〔封筒裏〕

〔荒木寅三郎宛〕
「京都帝國大學總長殿」

警必親展」

〔封筒裏〕

「兵庫縣知事清野長太郎」

大正八年二月二十五日

兵庫縣知事 清野長太郎

京都大學總長殿

京都帝大法科二年

廣中政男

右者本月廿三日市内湊川公園ニ於テ関西大学生及京都同志社学生ト共鳴普通選挙演説会ヲ開催シ普通選挙急施ヲ要望スヘク左記要領ノ演説ヲ為シタルモノ有之候条御参考迄此段及御通知候也

演説要領

普通選挙ノ叫ビハ真面目ニ冷静ニ天地神明ニ誓フ誠ヨリ出テサル可ラス仏國ノ革命ガ終了スル処露國ガ彼ノ慘胆タル実情ニ陥リタルモ革命ノ惡シキニアラスシテ手段ヲ撰ハサルニヨルモノナリ普通選挙ニ於テモ亦然リ即チ普通選挙ノ惡シキニアラスシテ其手段ヲ弁ズルニアリ故ニ其ノ方法如何ニヨリテハ普通選挙ハ決シテ惡政ニアラス故ニ吾々苦学生モ平等ニ普通選挙ノ実施ヲ期セントスルモノナリ

以上

三 家宅搜索、検束問題に就て全学学生諸君に伝ふ〔二九〕

一九二五(大正一四年)年二月三日

家宅搜索、検束問題に就て全学学生諸君に伝ふ

既に諸新聞の報じたる如く十二月一日早朝、京大社会科学研究会及び同志社大学社会科学研究会の事務所その他数ヶ所兩研究会々員の私宅は突如官憲の家宅搜索をうけ且兩会々員約三十余名は検束された、その理由を当局は今しばらく言明し得ぬと言つてゐるが、巷間或は不穩文書秘密出版の疑ある故を言ひ、或は福岡高等学校当局の旧同校社会思想研究会員に対する今後の抗議の応援を不穩と認めたる

事に端を発すと言ひ、或は又学外社会主義者達との連絡の疑あるためと種々憶測が伝へられてゐる。我等は今その何故なるかは知らない。たゞ知る一事は警察当局がかねて我等社会科学を究明し普及せんとする一団を徹底的に絶滅せんと努力しつゞけたことである。此点より推せば今次の「マツ」索搜によつて我研究会使用の研究資料プリントその他会員各自の研究ノート一切は押収された。而してそれは予て狙ひつゝ、ありし当局のよき口実材料となるであらう。又社会科学の真理性の発見は決して書齋裏書架側の高踏思索的のそれでもなく、各人孤立の独断的のそれでもあり得ぬ以上、真に社会科学研究に忠実ならんとする時、必然に持つべき研究組織実情調査に就て我等のなした事柄は或は又我等研究会存立権を脅かすための好個の資料となるかもしれない。新聞紙上に伝へらるゝ所はその新聞政策上、多く興味中心的に或は誇大視^(マツ)され、或は戯画化され、或は物語化されるを常とし、且又一切の事件が支配階級に有利なる如く報導されるを常とするが、今次の問題に關しても我等は此事変を諸君の前に明言せざるを得ぬ。素より事件は今猶進展中にある。我等は飽くまで冷静に此問題の成行を看取することを申合せた。たゞ、今次の拳は国家安寧の維持者を以て任ずる官憲諸賢をして「警察権の前には何ものもな

し」と得々傲語する体の無智なる盲動の一群に非ざるやとの念を我等に深く銘ぜしむる如きそれに外ならなかつた事を我々は遺憾とし、且社会科学は社会の眞実なる解剖を目ざす以上、その対象は生ける社会であるが故に苟くも社会の存在する所社会科学なきを得ず、一官憲の圧迫によりて科学が亡びると思惟するは笑ふべき錯誤にすぎぬことを声明する。

諸兄―研究会々員は次々釈放されつゝ、ある、又警察当局の狙ひし如き証拠物件見当らず焦慮しつゝ、ありとも伝へらる。之れ当然のことであるが然し事件は如何に終結するか我等の予測を許さぬ。されど、今次の結果の如何を問はず、我社会科学研究会はあくまでその志す眞実の社会科学研究を続けるであらう。我等はこの事を伝へると共に世上單に伝へらるゝ所に誤たれざる判断と批判とを期待するのである。終りに此の度の事件に際し学友諸兄寄宿舎生其の他に対し一方ならぬ御心配を煩はしたことを甚だ遺憾とする。

十二月三日

京都帝大社会科学研究会
同志社大学社会科学研究会

〔注〕『京都日出新聞』一九二五年二月五日夕刊に掲載。

四 坂口日記 一九二五年二月一三日条(抄)

〔五五〕

社会科学研究会員検束事件

一日早朝吾が京大及同大の右研究会員に対して何等の警告もなく一挙に検束を行ひ第二日目に一二名の釈放ありしも大部分は第五日又は第六日の二回によりて始めて全部釈放さる、吾が大学のもの廿余名内に吾が文学部からは淡徳三郎文学士一名あり、二日午後総長室に部長会議開かる、三日余は検事を訪問す。

六日午後淡徳三郎は昨五日深更(アラ)(実は七日午前一時)釈放されたりとて来り、迷惑をかけたり相済まぬとて適時適法に給費生をやめられたしと申出づ、余留保す。一〇日(木)午後三時再部長召集、法律上犯罪の有無と別問題として今回の行政処分が大学教育を脅威し教育上面白からずといふことを意志表示したし、その文案並に表示の方法等を総長の立案に一任す。十三日(日)佐々木惣一氏来訪し、この件につき懇談さる、氏の言ふところ条理あり。

(以下略)

五 坂口日記 一九二五年二月一七日条

〔五五〕

評議員会、学生検束事件につき善後策協議さる、佐々木法学部長の主張尤も強硬なり、殊に強めて急に即決せんとしたる態度峻烈、衆の感情を損ず、余は大学自ら当分なすべき自省の事と即決反対(教授会に問ひたし)とを並べ提議す、遂に各部の教授会の意向を可成早く尋ぬることに決す。評議員協議会を廿一日午後六時と決す。

六 本月二十一日評議員協議会ニ於テ協定ノ事項ニ関スル件 〔二五〕

一九二五(大正一四)年二月二三日

一 本月二十一日評議員協議会ニ於テ協定ノ事項ニ関スル件
右ニ関シテハ左記協定ノ通り決定シ尚ホ坂口、佐々木両(惣一)
(元本三郎)評議員総長ニ同伴スルコトナレリ

協定事項

今回本学学生ガ何カ嫌疑ヲ受クル様ニナリタルハ遺憾ノ至リナルガ(此点ヲ強ク言フコト)京都府警察部ノ取リタル手段ニ就テハ不法ノ点アリ本学トシテハ迷惑ナルヲ以テ将来スカルコトナキ様注意アランコトヲ乞フ

ノ意味ヲ総長ヨリ口頭ヲ以テ内務(若槻礼次郎(岡田良平))文部兩大臣ニ上申スルコト

七 意見書〔法学部教授一同〕

〔二九〕

意見書

一九二五(大正一四)年二月二十四日

過般警察官が多数の本学生に就き犯罪の捜査を為すや吾人は事の唐突にして且之が規模の大なるに驚きたり、社会も亦疑惑を懷きたりと察せらる、平静に此事を行ふ能はざりしや否やは姑く之を措き苟も社会を騒がしたるの事件に付ては吾人は事件の關係者たる本学生の職員として社会に対して陳謝の意を表す、事件の發生以来吾人は先づ正確に事件の性質を知ることとを必要とし之に力めたるも果さざりしかば忍んで黙したり、後学生全部の釈放あるに至り吾人は直接間接に学生の陳述を聴き初めて事件の経過を詳にし且略事件の内容を推測する事を得たり其結果吾人は今回の犯罪捜査の手続の不法にして教育の目的の遂行を妨げ又研究の自由を脅かせるものなることを知れり、是れ実に該事件の今日に至る過程に潜める重大の問題にして事件今後の進行如何に拘らず独自の意味を有するものとす、蓋し今回の

事件に就ては捜査の手続及捜査の結果発見せられたる行為に對する制裁の兩者を截然區別して考察するを要す、凡そ行為が犯罪たるや否やは一に司法官憲の裁斷に俟つべきのみ其行為が本学学生の行為たるの故を以て吾人が之に容喙するの意を有する者にあらざることは弁ずるを要せず、然れども犯罪の捜査の手続に至つては關係者は其適當に行はるるや否やに注意し場合に依り相當の措置を取ることを得るのみならず時に之を為すを要することあり、吾人は即ち此見地に於て今回の犯罪捜査の手続に注意したるなり、今之を約せば去る十二月一日警察官は本学学生に就き犯罪を捜査するが為本学当局の諒解を得ることなくして本学寄宿舎に入り一舎生の室に就き捜査を為し又一挙にして十數名の本学学生を檢挙し警察署に於て連日拘留訊問を行ひ又其所持する書籍書類に就き搜索を為せり、而して同時に其の特に重大なる犯罪の嫌疑に關するものなるの風説公然流布せられたり、且此の犯罪捜査の処置は国法が犯罪捜査を任務とする司法警察の作用に關して特に命ずる所の手続に依て行はれたるに非ずして行政上の檢束として行はれたるなり、抑も行政上の檢束を以て犯罪捜査の爲にする拘留搜索を為すの不法なることは論を俟たず、仮に行政上の檢束を行ふとするも連日に亘つて之を行ふの不法なること又明な

り、且合法の手續に依り司法警察として犯罪の捜査を為す場合と雖も厳に秘密を保ち犯罪の嫌疑ある者及関係者の名誉を毀損せざることに注意すべきは實に国法の命ずる所なり、今回の事件の突発と同時に新聞紙上公然重大犯罪の嫌疑者として多数学生の氏名の伝へられたるは其名譽を害するものたるのみならず之に依て世間或は本学学生一般の思想的傾向此の如くにあらざるかを疑ふ者生ぜざりしとせず、吾人は敢て此の如き結果を以て当該官憲の言動に由来すと謂ふ者にあらず、何が故に当該官憲が之を避くるが爲に国法の許す範圍に於ける有力なる手續を講じ以て国法を實現する能はざりしかを疑はざるを得ざるなり、夫れ犯罪の捜査の手續に於て行はる、処置は身体財産住所居住信書等の自由に対する侵害にして實質上刑罰と同様の苦痛を与ふるものなり、従つて法に依らずして犯罪を捜査するは實質に於ては法に依らずして刑罰を科すると異らず、是れ國家が法を設けて犯罪とするの行為を限定すると共に別に法を設けて其の行為を発見するの手續を嚴重に制限せる所以にして兩者相俟つて初めて國家がみだりに人を罪せざるの趣旨を貫くことを得るなり。故に犯罪捜査の手續を定むるの法は犯罪自身を定むるの法と同様の意味を以て遵守せらるべきものとす、手續に関するものなるの故を以て其の

不法を輕んぜんとするは全く犯罪捜査の手續と云ふに於ける手續の本義を解せざるに由る此事たる實は独り本学々生のみに限らず広く一般國民に關しても重大の意味を有するものとす然りと雖も吾人が今回の事を遺憾とする所以のものは單に手續の不法なるの故にあらず、不法の手續が實に大学の使命たる學問の研究及学生の教育を妨ぐるものあるに由るなり、大学の教育を施すや内学生を訓育し外社會に有爲の士を送ることを期せざるべからず、本学が常に学生の訓育に意を用ひ所謂思想問題に付ても取締をおこたらざることは吾人の知る所なり、唯学生の訓育は取締に伴ふに指導あることを要し且取締も其自身を目的とせず之に依て指導を助くることを旨とすべし、従て学生の行動の取締たる幾多の手段に就ても主として其精神に及ぼすの内面的効果を慮り又組織的計畫を立て相互聯絡を保つことを要す、是れ教育に於ける取締の夫の行政及司法に於ける取締が行動を抑制するの外面的効果に重きを置き又断片的処置を爲すを以て甘んずるを得ると大に其趣を異にする所なり、又實に教育に於ける取締の慎重を要する所以なり、吾人は本学が從來この方針に依て訓育を行へることを知り又本学が此方針に支障なからしめんが爲曾て行政当局に向て其濫に官憲の權威を以て學生に臨むことなきの諒解を求め得たり

と聞く今突如として多数の学生を検束し其犯罪の嫌疑を公然たらしむるが如きは本学の訓育に関する組織的計画の実行を困難ならしむるものなり、況や其処置の不法なるに於てをや加ふるに此の如きの処置は關係ある学生のみならず一般学生をして卒然不法の処置を受けることあるべきを思はしめ徒に不安の念を懷かしむるに至るべし、是れ本学の訓育の内面的効果を殺ぐものなり、此事たる実は大学のみに限らず広く一般の教育機関の訓育の施行に関しても重大の意味を有するものとす、且大学は性質上種々の思想的傾向を有する者を包容する処とす、数千の学生中一方に於て特殊の思想的傾向を有する者ありとするも又他方に於て之と反対の思想的傾向を有するものあり、徒に一部学生の行動を高調して社会をして本学々生の大多数が同一の傾向を有するにあらざるかを疑はしむるが如きは本学が社会に有為の士を送らんとするを困難ならしむるものなり、是の故に吾人は今回の事件を以て本学の教育の目的の遂行を妨ぐるものとなす、是れ決して犯罪の嫌疑を以て学生に臨むことを非とするにあらず唯之に臨むの態度に於て教育の目的の遂行を妨げざるの用意を要とするのみ、況や其態度の不法なるに於てをや、学問の研究は固より大学の重大の使命に属す、学問の研究は研究の結果を制限せられざるの自

由及研究の手段を制限せられざるの自由あるにあらずんば到底之を遂ぐるを得ず、但其国禁に觸るゝを得ざるは論なきのみ且研究の結果の自由は研究の手段の自由ある時初めて之を期すべし、今回の事件に於て搜索せられたる書籍書類が研究の手段たるものなるか将又犯罪の手段たるものなるかは後日司法官憲の判断に依て明とならん、其の研究の手段たるものなるときは之を搜索することの研究の自由を害するものたるや論なし、仮令之を以て研究の手段たるの範圍を脱して犯罪の手段たるものありとするも之を不法に搜索するが如きは大学の使命に顧みて受忍すべきものにあらず、之を受忍せんか学生は研究の為に蒐集したる資料と雖も濫に搜索せらるることあるべきを思ひ遂に研究の手段を尽すことを憚るに至ることあるべし、是れ独り今回の事件に關係ある学生のみならず一般の学生に関する問題なり、蓋し或行為が研究の手段に止まるか将又犯罪の手段たるかの限界を定むることは往々困難なるが故に漫に犯罪の手段なりと予断すべきものにあらず、殊に学問の研究を以て重大の使命とする大学に在ては徹底して研究の手段を尽すを要するが故に其方法も自ら他の方面に於けると一様ならざることあり、是れ大学に於ける犯罪の嫌疑に付搜索を為すを得ずとするにあらず、唯少くとも適法に之を行ふを要す

とするのみ、不法に捜索を受けることなきの保障あるに於て安んじて研究の手段を尽すことを得るなり、是れ独り学生のみならず大学に於て学問の研究に従事する一切の者に關する問題なり、知るべし今回の事件に於て学生の行為犯罪とならざるときは夫の不法の捜査は明かに研究の自由を害したるものなることを、又仮令犯罪となるとするも夫の不法の捜査は明かに研究の自由を脅せるものたることを、是に由て之を觀ば今回の事件は單に法の適用に關するのみならず学問の研究及学生の教育に關する問題なり、吾人は今回の事件が既に社会の論議に上れることを知るが故に茲に吾人が個人的に觀る所を明にするの敢て無益ならざるを思ふ、若し夫れ本学々生の研究の手段なりとする言動にして真に国禁に触れ又は正当に其の嫌疑を受くべきものあらんか本学固より之が取締を為すの責あり、吾人は此点に關し本学が従来に於ても努力せることを知るのみならず今後一層努力せんとするの計画あるべきを信ず、然れども是れ自ら吾人の個人的に述ぶべき事項に屬せざるなり、

大正十四年十二月二十四日

京都帝国大学法学部教授一同

(在外勤務の者を除く)

〔注〕『京都日出新聞』一九二五年一月二五日に掲載。

八 意見書 (経済学部教授六名)

〔二九〕

意見書

一九二五(大正一四)年二月二十四日

過般京都府警察官が京都帝国大学学生の多数を檢束したる事件に對しては其手続の当否、その教育上に及ぼす影響等種々の方面に關し批判が下され得るであらうが吾々は茲に主として吾々の専攻する学問研究上の立場を明かにし併せて其の立場から此の事件に關する所見を述べたいと思ふ。吾々の学問は一般自然科学と異り、特に現代において最も研究の自由を擁護するの必要に迫られてゐるがこれに就ては世間往々甚しき誤解をなす者があるから吾々は先づ之に關する所見を述べなければならぬ、元來研究の自由に關しては結論の自由と手段方法の自由と發表の自由とが分ち考へられる、茲に結論の自由とは吾々が科学的方法に従つて其の研究を進むるに當つて如何なる結論に到着するも敢て恐る、所なきの謂である、従つて其結論は場合により現存事態の永続的肯定となり得ざることもあり、また政治行政の当局者の見解と一致し得ることもある、しかし吾々は敢てそれを顧慮しない、それを顧慮したならば科学の研究は學問に疎き門外漢の指導に従ふ結果ともなり其の研究の趣旨に反するからである、次に研究の手段方法に關する

自由は前に述べたる結論の自由と離るべからざるものであるからこれ亦た学問の生命である、真に研究の自由を得んとすれば材料の蒐集が自由でなければならぬ、従つて其の中には世の謂ゆる危険思想に關聯するものも亦た包含されねばならぬが吾々の研究室または書齋に斯かる資料が発見されたりとて直ちに吾々を以て何等か不穩の計画を企てつ、ある者の如くに速断され吹聴されては迷惑至極である、また吾々の研究対象は生きた社会生活の現実であるからその正確なる認識は必ずしも研究室内の材料のみを以て足れりと言ひ難き事情があり場合によつては實際運動を直接に觀察せねばならぬこともあるから往々にして理解なき人々より疑惑を招く虞がある、しかし夫等のことを顧慮してゐては吾々は研究者としての眞の職責を尽し得ないのである、なほ研究にはその結果の発表を伴ふがこの発表も亦た自由でなければならぬ、何故なれば吾々が学問の研究に従事するのは單なる論理的遊戲を事とするのでなく之によつて聊かなりとも国家社会の進運に眞の貢獻をなさんとする素志に基づくのであるから自然吾々は自信ある研究の結果につき発表の自由を要求せざるを得ない、ところでその主張が往々世論と相容れざることあるは寧ろ当然であり、單に世論を裏書するに止まるものならば研究者として特に発表の必要

を感じざるほどのものである、だから吾々は好んで世の疑惑を招かんとする者ではないが同時に敢て之を恐れざる者である、以上吾々は学問の研究につき結論の自由、手段方法の自由、発表の自由を主張したが元來大学は学問の研究を生命とするところであるから是等の自由は教授および学生の共に享受する所であらねばならぬと信する、尤も是等の自由が国法によつて制限せらるゝ、は言ふまでもなきことでありもし一旦国法に觸るゝならば之が適法の制裁は素より拒む能はざるところである、たゞその危険あるの故を以て吾々が苟安を希ひ所信に忠ならざれば實に国家社会の負託に反く者であらう、吾々は以上の如き見地と覚悟の下に平生各々専門の科学を攻究し且つ学生の教育に従事し以て真理の探究に努め社会有爲の人材を世に送らんことを心掛けてゐる、然るに学生の志望は必ずしも同じくない、殊に近時に至つては将来社会運動に従事せんと志す若干の学生を見るがそれは時勢の変化に伴ふ必然であるのみならずまた決して憂ふべきことでもない、この種の学生はその研究上おのづから特殊の傾向を有するを免れないが他方には之と別途の方面に志し別種の傾向を有する者も亦た極めて多数である、吾々は是等種々なる志望と傾向との学生に對し出来得る限りその個性を尊重して適宜の指導をなし以て大

学本来の使命を果さんことを志してゐるのである、吾々の志すところは此の如くであるから吾々ほかの学問研究の自由に関する全般的理解なき者がたゞ研究の手段方法の一端を捉へて漫然猜疑の念を抱き妄に事端を構ふことなきを希望せざるを得ない、勿論吾々の研究にして真に国禁に触るゝところあらば既に述べたやうに決して法の制裁を拒む者ではないがたゞ前途ある研究中の学生に対してその取締が誠意ある諒解の下に成るべく平靜に穏当に且つ飽くまで適法に行はれんことは立憲治下の教育家として吾々の要求し得るところであると信ずる、しからざれば奮に研究の自由が脅かさるゝのみでなく、また社会保安の目的を達する所以ともなるまい、この見地より見て今回京都府警察官の採りたる処置については遺憾に思はるる点が少くない、吾々は当局の今後の注意を希望すると共に吾々もまた学生の指導については勿論十分なる責任を以て猶ほ一層の考慮を吝まざる覚悟である。

大正十四年十二月二十四日

神戸正雄、財部静治、河上肇、河田嗣郎、

本庄榮治郎、小島昌太郎

〔注〕【京都日出新聞】一九二五年一月二二日に掲載。

九 坂口日記 一九二五年一月二九日条〔抄〕

〔五〕

二三(水)午後〇時半評議員会開会、一昨夜協議の協定に基きて左の通り可決

〔若槻元次郎(岡田良平)〕

一、内 文両相に口頭を以て、本学が学生指導につき用意のある所を陳べ内相が将来の措置につき考慮あるやう希望すること、(文相には之を報告して右希望達成に尽力ありたきことをいふこと)

一、大学としては陳述書(声明書)を發せず、

〔荒木實三郎〕

一、内文両相へ面談には総長は評議員二名を帶同するこ

と投票の結果出席総数一九の内佐々木法学部長一六、

〔清二〕

大井工學部長六、坂口文學部長六、小西評議員四、森島

〔重直〕

醫學部長三、等、次に大井坂口の決選の結果坂口十、大

井九なり、因て佐々木、坂口の二名に決定せり、之より先余は大井氏と決選すべしとなるや先づ起ちて、一昨夜

協議会に不得已欠席したることを陳謝し、次に協議の経過を悉知し居らざるが故にかた／＼上京委員たるを断りたしとの意を表明したり、然るに決選の結果尚ほ然りしかば、余は黙して諾せり)

一、来年一月中に善後策を決定すること(中旬各部教授会の意見を徴したる上にて評議員会に於て)

〔中略〕

二六、土、約により八時すぎ芳千閣にて落ちあふ。佐々木氏は森田氏の電話紹介にて直接に木村代議士宅へ電話し以て正面より、余は旧友濱口雄幸氏に電話し、けふの開院式の序に内相へ可成早く京大総長一行にあひくる、やう耳打を頼み、即ち裏面より、内外相待ちてけふの面会を待ちえんとす。十二時頃となりて始めて木村秘書官より「けふ一時官邸に於て……」と返電あり、総長等雀躍し、急遽昼食し、車を飛ばす。会談は一時十分より一時五十五分頃に至れり、大臣は只今開院式より帰邸し大礼服をぬぎすてた所とて大島の着流しで出で来り、応接間にて打解けて、先づ総長より来意を述べたるを傾聴せり、次に大臣より話す。大臣は承ることがあれば承らうといふ、因て佐々木部長は法律上の事を話す、大臣再び話す、その内に警察の犯罪捜査及検束が従来とても違法のことが實際有つたこと、さうでなくては目的を達し難きこと等を自白し、今回の件については自分は多用多端のため実によく事実を知らない、先〔池田志〕日京都府知事上京し来りたる際とても数分間面会しただけであつた位、多忙で、事実の真相を知らない、手続上若し不法が有つたとすれば可然処置すべきなり、しかし只目下は国体に対する危機〔マツ〕其外国が一国政府として挙つて金錢

を投じて危険思想の宣伝に努めつ、ある際であるから、此際国法に触る、言動は十分取締る必要あり、自分は学生は愛すべしと考ふるものであるが不幸にして右の点にふる、ものあれば容赦出来ない云々として学生取締上大学に対して希望する所ありて、総長等の将来の措置につきて考慮を求めたるを諒としたるもの、如し。余は大臣の学生に対する同情を感謝し而も今回の来意は当面の学生犯罪の爲めにあらす、今後将来再び不穩当、不法の措置なきを希望するに在ること。又た佐々木氏は今回の来意は当面の個人〔府当局〕を攻撃せんがためにあらず、只た将来の措置に対する希望にあり云々、と各補ひ、会談を結びたり。最後に若し新聞記者から尋ねられたる時はとて、仮に発表の文言を大臣に示したるに大臣之を可とせり、

「……総長は廿六日……両部長帯同内務大臣を訪ひて面談し学生指導につきて大学の用意のあるところを述べ且つ内務大臣が将来の措置につきて考慮あるやう希望せり。大臣に於ても之を諒とし且つ学生指導につきて希望する所ありき」

一事前に辞す、総長はこの会見の結果を非常に喜ばれたり。それより直ちに帰途本省を訪ふ、大臣次官らみな不在、即ち名刺を置きて帰館。更に電話にて打合し四時半頃文相は

七時私邸に於て会見すべしと決す。

七時牛込原町の岡田邸を訪ふ、こゝにて総長は先づ今日内務大臣を訪ねて会談したる事を報告し、且つ将来大学の用意のあるところを述べ、以て大臣が内務大臣に対して同やうの趣旨を以て考慮方尽力ありたき旨を諷し（この点につき総長の述べ方は徹底を欠き余らは頗る遺憾に思ひたり。）たるに、岡田氏は反駁的態度を以て一体犯罪の有無は如何、これにつきて確信あるや、犯罪の結果を待たずして内務大臣の考慮を求むるは前後を連れり云々。総長学生指導につきて云々し、言先日の学生大会に及び、却て大臣より攻め寄せらるゝ、この処総長は不必要にも要らぬ所を話して大臣に強弁の辞柄を与へたるもの、如し。大臣進みて、一体犯罪無しとあらば自分は嚴重に内務大臣を詰責すべきと、今日その事不明にして或は有罪となんとする場合は、一切沈黙を守るべきなり、総長等が内務大臣を今日往訪したるは是れ先日学生の出京往訪と同やうに早まつたりと考ふとて辞氣頗る激し。佐々木氏は法律上より出かけて総長を助け船し、犯罪と手続とは別なり、学生の言動にして犯罪ありたるが如く、手続の上にも同やう犯罪ありたり、其他穩やかに論ずる所ありしかば、大臣や、和ぎたるも、尚ほ犯罪の先決問題なることを主張して下らず、此点頗る頑強

なり、その態度は、今日の青年から見れば頑迷ともいはるべきほど、熱心なり。余曰く大臣の精神はよく分りたり、吾々は学生指導につきては怠らざるべし、しかし将来再び彼の如き不当不法の手続を取られては困る、これが今日の来意なりと申添ふ。既にして総長の其郷里へ帰省の汽車時刻迫りたれば余は促して起ち、邸を辞す、時に殆ど八時半なりき、車急に馳せて上野に到りしが八時四十分発に三四分遅れたり、総長は一列車のはず、余等は別れたり。別る、前に帰洛後新聞記者に對する取扱方を打合はしおけり。総長は内務大臣会談の好首尾なりしより以来繰り返しくていふところを綜合すれば「岡田大臣は困つた人なり、正直ものなり頼もしき人なるも現代思想の分らざるには困つたもの也、しかし今回の事件は内務大臣との会談にて一段落つきたり、新年には大に祝酒をあげうべし云々」とありて、頗る満足を表せり。

〔以下略〕

〔注〕（一）欄外に、以下の記載あり。（註）この諺の字は或は大
臣が不同意ならずやと虞れしが、大臣は一読して直ちに事
もなげに可と言いたるに、余等は安心し且つ喜びたり

一〇 学生検束の次第を聴取 内相は「之を諒とす」 荒木
総長等との会見に際して 意味深長の一語に尽きる

(二九)
一九二五(大正一四)年二月二十九日

学生検束の次第を聴取 内相は「之を諒とす」 荒木
総長等との会見に際して 意味深長の一語に尽きる
夕刊既報の通り学生検束事件に関し東上中であつた^(荒木)荒木
大総長並に佐々木法^(惣二)、阪口文^(坂口昂)両学部長は廿八日朝相前後し
て帰学したが同日午後四時両学部長及び鳥賀陽法^(然長)学博士立
会の上で記者団に対し発表された経過報告は左の通りであ
る

荒木京都帝国大学総長は去る二十六日佐々木法学部長及
阪口文学部長帯同内務大臣を訪ひて面談し、今回の学生
検束事件に関連して学生指導に付大学の用意のある所を
述べ、大臣に於ても将来の措置に関し考慮あるやう希望
すると大臣は之を諒とし且学生指導に関する希望を述べ
た次で総長等は文部大臣を訪ひ此事に付報告し且希望す
る所あり又学生指導に付懇談をした

右の發表書に対する内容の詳細を知るべく記者団と両部長
の質問応答は

記者 検束学生の処分に就て何等かの要求ありしや

両部長 将来のことに關してのみ交渉を開いたので今回
の直接問題には触れない

記者 併し将来の要求のみにしろそれを決定するために
事件に対する批判はあつたものと思ふ如何

両部長 右の發表書以外には言ふことを得ないからその
文意によつて多くを推察ありたいが批判は勿論行つた。

併し罪の如何に就ては問題外であるから行政上で学生に
臨む方針を希望した結果「諒とす」とのことであつた

記者 「諒とす」との回答に対し今少し具体的に詳細を知
りたい

両部長 それは徳義上延べられないのを遺憾とするが大
臣が「諒とす」云つて単に「聞きおく」の意でないこと

を口にした以上は余程重大な意味あるものと思はれたい
記者 事件其ものに關しては内相に詰問せず単に将来の

ことのみを要求されたのは如何

両部長 勿論其話が出ずしては大臣が「諒とする」旨を
述べ得るものではない。批判の結果が斯く進行したもの
である

記者 社会科学研究会員の指導に就て将来何等かの方法
を講ずる打合ありしや

両部長 それは全く今回東上の目的外であるから何等其

問題には触れない

記者 両大臣と会見の場所は？

両部長 若槻内相とは廿六日午後一時から官邸に於て約

一時間に亘り、又岡田文相とは同日午後七時から私邸に於て一時間半に及んだ

記者 発表書では余りに簡単に内容を知るに困難である

阪口部長 僕の専門は歴史だが歴史上にあらはれた点から見ても勝ち誇つた勢ひで余り多くを語ることは宜しくない右の発表は第三者の立場から公平に客観的に見ても不都合はないと信ずるが之れ以上は云へないから後は察して如何様にも考へてくれ給へ、会見の光景は若し諸君が立会つてくれたらば書くことが甚だ多かつたと思ふ

と両部長は喜色満面に溢れ頗る得意の態であつた点から察して内相との会見は縷々数千言を費して今回の事件に對し大体法学部教授が発表した意見書の如き批判を述べ警察当局のなした行為の違法なるを力説し将来再び斯ることのなきやう言質を得て行政上に於て学生に臨む方針に關し希望を述べたため内相もそれを認めた結果が「諒とす」なる文字として報告されたものと思はれ東上の目的は完全に達せられて京都帝大の勝利に歸したものと察せられ凱旋將軍の如き意氣揚々たるものがあつた

一一 学生拘引ノ件ニツキ報告

〔五四〕

大正十五年一月十五日

学生監 花田大五郎

総長荒木寅三郎殿

学生拘引ノ件ニツキ報告

本日午前七時半本学寄宿舎々々生熊谷孝雄（経済学部学生二年）拘引セラレ候、拘引前午前七時頃、川端署高等警察係原田実治小職ノ官舎ニ来り右拘引ニツキ拘引状ヲ示シ小職ノ諒解ヲ求メ候

右ト前後シテ左記十一名（熊谷トモ十二名）勾引サレ京都地方裁判所未決檻ニ收容サレシ模様ニ候

（文学生）淡徳三郎、（経）岩田義道、黒田久太、石田英一郎、栗原佑、永井哲二、白谷忠三、太田遼一郎、泉隆、

（法）山崎雄次、橋本省三

一、文部省専門学務局長へハ電報致置候 以上

追伸

一、右ノ外鈴木安藏、池田隆兩人ニモ令状發セラレ居レドモ兩人行方不明ノ由ニ候、尚同志社大学生二名モ勾引サレ候由、

一、東大学生若干名を勾引サレ、京都ニ護送サレテ取調べヲ受クルコトニナリ居ル由ニ候、(之ハ久保田特高課長ノ言ニテ候、多分既ニ勾引サレシコトト察セラレ候)

(河上教授宅ヨリ引上ゲシ書類(大正十五年一月十五日午前九時)

一、唯物史観ノ略解(河上肇著)

(労働者問題叢書第十一篇(大正十一年発行

一、Marx, Wage-Labour and Capital(河上ノ日本訳アリ)

(大学図書館蔵)

一、Marx, Lohnarbeit und Kapital(河上氏私蔵本)

(河上ノ日本訳アリ)

一、Engels, Grundsätze der Kommunismus⁽⁴⁴⁾

(後藤信夫氏ノ訳本アリ)

一、Lenin, Imperialismus(邦訳本アリ)(青野季吉訳)

一、社会科学研究会々員ヨリノ書簡数通

一、名刺一葉

一、産業労働調査所報告(謄写版)

一、プレットカルトノ理論及實際(公刊ノパンフレット)

一二 坂口日記 一九二六年一月二九日条(抄) [五五]

〔前略〕

学生検束事件

十六(土)部長会議にて報せらる、十五日早朝予審判事令状にて学生十二名拘引、河上教授宅其他の居宅搜索あり云々、この会議にて偶此日午後二時開会の筈なるカール・リープ

クネヒト及びローザ・ルクゼンブルグ記念会につきて問題

起り、主催者(社会科学研究会員)を招き学生監は彼等に自

発的に(一)学術講演会なることを会に於て断ること(二)河上教

授の講演を遠慮することを勧告し、長時間交渉を重ねてそ

の通となり、会議は午後五時頃迄つゞけり、二十(水)教

授会、学生指導につきて善後策を問ふ、二一(木)一時部長

会議、去十九日検事正総長を訪問し事件を報じその際学生

石田英一郎の日記及支那人に与ふる書面草稿を示さる、い

づれも不穏なる思想のもの也、急に評議員会を開くことに

なる、五時半散会、二五(月)夜六時評議員会、各学部に於

て教授中より各一名委員選挙と決す、二七(水)教授会、狩野

教授を委員に選挙す。(狩野5、坂口4、藤井健3、etc.)

本件につきてその当初より総長に於て責任を取つて断乎たるけじめを取られたかりしといふ評多し、文学部教授会の

意向も亦然り、殊に旧臘の学生大会なるものを遺憾とす、

〔以下略〕

一三 坂口日記 一九二六年二月三日条(抄)

〔五五〕

〔前略〕

学生の言動指導に関する委員並に社会科学研究会そのもの、指導等に関する件。

指導に関する特別委員は一日夕深更まで相談し(荒木寅三郎)総長出席(荒木寅三郎)現社会科学研究会には改造を命ずべし、改造の命を奉

ぜざる時は解散を命ず(ママ)べし、改造の条件中に之を公の

学会とするために教官中より出て、この会指導の任に当

るべしといふ一項あり、因て予めこの指導教官を用意し

おく必要ありと申合せり。総長は之を採用し、二日部長

に可然教官を推薦せよと余等に内命あり、余は心中第一

藤井健治郎第二西田幾多郎の両教授と決し、此日午後先

づ両氏を招き懇談しおく、両氏各難色あり、殊に藤井教

授尤も然り、殆ど辞退に等し、西田教授は条件を附して

渋々承引す、此夕教授会召集令を発す、三日午後教授会、

余報告(一日午後総長の談による、即ち先月廿六日を以て

〔徳三郎〕

淡以下十二名出版法第二十六条違犯を以て起訴せり、石田

(男爵)は勅許奏請中これは加ふるに不敬罪を以てすべし

と、以上談話による、尚今月三日石田男爵には二日午後

勅許ありいよ／＼起訴となれりとの書記官より電話あり

しを報告に加ふ、(重吉)狩野教授報告、余席上藤井西田両教授

を指名し、両氏の諸否如何に拘らず、総長に推薦しおく

べしと告げて散会せり、総長に委細報告す、

〔以下略〕

一四 特に諸子に告ぐ 本学々生一般に対する荒木総長の

訓示 二月十三日新館大ホールにて

〔三三〕

一九二六(大正一五)年二月一日

特に諸子に告ぐ 本学々生一般に対する荒木総長の

訓示 二月十三日新館大ホールにて

昨年十二月以来本学々生の或者の行動に関して憂慮すべき

事件が起りて延て全学の一大注意を喚起したことは諸子の

既に知る所である。私は本学の使命に鑑み本日此事件を機

会として一言致したいと思ふ。

申すまでもなく諸子をして学術の研究を遂げ人格の陶冶を

成さしむるは本学の使命に属し最も力を致す所である。本

学は諸子が学術を自由に研究することを望むのである。さりながら諸子の行動が或は国禁に触れ或は社会の秩序を紊し或は本学の秩序を紊すことがあつたならば縦令それが研究の手段として行はれたものであり又は研究の結果の手段として行はれたものであり又研究の結果の實行として為されたものであつてもそれは学生の本分に反することであつて諸子の前途を誤ることになる。それ故に此の如きの行動は許されたる自由研究の範圍に属して居ないのである。諸子をして人格の陶冶を成さしめる所以でない。それ故に本学は大学の使命たる学術の研究及人格陶冶の本義に照して諸子が前述の通り国禁に触れ社会若くは本学の秩序を紊すの行動に出づることを許さないのである。而して茲に注意して置きたいのはかゝる行動は初より直接に之を意識して行ふに限らず日常各種の行動に依て知らず識らずの間に此に到る場合が多いことである。故に本学は独り諸子が實際国禁に触れ社会若くは本学の秩序を紊すの行動を許さざるのみならず此の如き結果に導く虞ある行動をも取締らねばならないのである。諸子の教育を委託されたる立場より考へて諸子の前途を思ふとき前述の虞あることを知りながら漫然之を看過することは情に於て忍びないのである。之は本学が従来既に採て居る方針であるが今日此事件を機会と

して之を明かに示して置くのである。諸子は今私が告げたる所を能く心に掛けて忘るゝことなきを期せねばならぬ。

右の根本方針を行ふ個々の方法は場合場合に依て定まるもので決して一樣ではない。諸子の行動が国禁に触れ、或は社会若くは本学の秩序を紊す結果に導く虞ある場合に於ても其の程度に大小があり従て之に対する方法も亦一樣ではない。本学は目下現に一定の取締を必要とする方面に向てはそれぞれ適當と信ずる処置をなすのであるが、茲に広く全学の諸子に向ても右の虞ある行動を為さざるやう注意するのである。之に就て諸子の注意を促して置くが諸子が研究を為すに付如何なる方面に於ても学内にそれ／＼専門の諸先生があるから其指導を受けることは諸子が其研究を遂ぐる上に於て最も必要と思ふ。諸子は此等諸先生指導の下に於て熱心に且つ慎重なる態度を以て研究を遂ぐる事が出来る。此の如くすれば諸子の研究に当て行ふ行動は私の深く恐るゝ、前述の結果を避くことが出来るであらう。

以上は諸子の研究する学術の種類如何を問はず常に本学が諸子に臨むの方針であり又諸子が取るべき用意である。敢て学術の種類を問ふものではないが社会現象を研究の対象としてゐる場合には比較的前述の虞を招くことが多い。それ故に諸子が社会現象の研究に従事するに際しては特に前

述の用意が必要である。

既に述べたる通り本学は諸子をして學術を研究し人格を陶冶せしむるを使命としてゐる。而かもこれは本学の使命中の重要なものである。それ故に本学は今後一層注意して力を此に致すは勿論であるが併し最も根本的のものは諸子自身をして右の用意を為さしむることである。諸子は留意して前途を誤ることなきやうにせねばならぬ。是本学が此機会に於て改めて其方針を明示し諸子自身の注意を促し置く所以である。諸子は私が今回特に諸子を一堂に集めて以上のことを告げた趣旨を思ひ一層努力して本学の使命に副はんことを私は希望して已まない所である。

〔注〕『京都帝国大学新聞』一九二六年二月一五日に掲載。

一五 特別委員会に関する総長の報告*

〔一五〕

一九二六(大正一五)年二月一八日

一、^(一)荒木實三郎
総長ヨリ左ノ通り報告アリタリ

一月二十五日ノ評議會ノ議ニ基キ同月二十八日各学部ヨリ出サレタル別記七名ノ教授一同総長室ニ集マリ学生ノ指導監督ニ付テ協議ノ結果会ノ名称(特別委員会)性質(総長ノ諮詢機関)任期等を決定シタル後更ニ二月

一日二月五日ノ委員會ニ於テ一般学生ニ関スル訓辭并ニ社会科学研究会ニ対スル方針等ヲ決定シタルヲ以テ去ル十三日午前中ニ夫々之ヲ実行セリ而シテ社会科学研究会ニ対スル方針ハ別記覚書トシテ之ヲ其代表者ニ手交シ右実行ノ報告ヲ同月二十日正午迄ニ為スヘキ旨申渡シ置ケリ

〔注〕(一)欄外付箋に

〔別記(1)〕

特別委員

常置委員 (法学部)

(惣一)
佐々木教授
(倫之助)

(医学部)

正路教授

(工学部)

大井教授

常置委員

(文学部)

狩野教授

(理学部)

小川教授

常置委員

(経済学部)

正雄
神戸教授

(農学部)

(伝左衛門)
橋本教授

との異筆書き込みあり。

一六 評議會閉会後花田学生監による報告。 [二六]

一九二六(大正一五)年二月二十五日

尚ホ閉会後社会科学研究会ニ付テ花田学生監ヨリ左ノ通り報告アリタリ。
(大五郎)

京大社会科学研究会ハ去ル廿日代表者四名学生監室ニ罷テ、ノ報告ニ二月十七日臨時大会ノ決議ニヨリ(一)会則ニ示ス所ノ「普及」ノ二字ヲ削除シマシタ(二)學術研究以外ノ外部トノ聯絡ヲ同日以後将来ニ亘リ絶ツコトニ致シマシタ(三)会ノ組織ヲ大学当局ニ報告致シマス会ノ行動其他ニ関シテハ大学当局ノ要求ニ応シ直チニ報告致シマス(四)尚ホ教官ノ指導ヲ受ケラルベシトノ大学当局ノ希望ヲ受ケマス」トアリテ会ヨリノ希望トシテ「学聯」
(マ)「ノ申出アリタル故更ラニ総長ヨリ右希望ノ到底容認シ難キ旨ヲ答ヘ廿五日正午迄ノ猶予ヲ与ヘテ再考ヲ促シタルニ廿五日午前十一時遂ニ同代表者ノ三人総長室ニ来リ「私達ノ希望ノ容ラレサリシハ残念ナレトモ大学当局ノ意ノアル所ヲ諒解シ昨二月廿四日正午日本学生社会科学研究会聯合会本部宛脱退届ヲ提出致シマシタ」ト申出デラレタリ

一七 明日発会の猶興学会 新日本精神を高唱する [三三]

一九二六(大正一五)年六月一日

明日発会の猶興学会 新日本精神を高唱する

此程から学内一部の学生に依つて発起されてゐた猶興学会は、明二日午後七時から学生集会所に於て発会式を挙ぐる由であるが、同会は日本国民たる自覚を失ふことなくして各種の學術を研究せんとするもので、曩に二三の新聞に反動団体の如く伝へられたことを遺憾とし同会の趣意につき大要左の如く述べてゐる。

言ふ迄もなく現在の日本は完成された国家ではなく完成の道程にある国家であるが、吾々は自己の魂が不斷の鍛錬と向深に依つて益々其の道義的価値を發揮されなければならぬ如く我が日本の制度組織も吾々の道義的理想に相應して改革を加へられなければならないと信ずるものである。「堯舜孔子の道を明にし西洋機械の術を尽す何ぞ富国に止らん何ぞ強兵に止らん大義を四海に布かんのみ」と唱破し、亜細亞的精神の權威を以て歐羅巴の制度文物を驅使し国を挙げて道義に殉ぜんとした明治維新の先覚者の抱負こそ吾々の慕ふ所である。然るに我國の現状は此の高き理想を持たねばならぬ時に墮落せる享樂主義や極端なる物質主義の跳梁、議會に於ける政党政治の腐敗、

松浦鎮次郎

「

権門財閥の驕慢奢侈等一として道義的精神国民的理想の欠如を示さないものはない。斯かる時勢を匡救するの任に当るのは吾々青年学徒の責務でなければならない。即ち斯かる時勢が吾々の自覚と奮起とを促し此の学会を起さしめたのである。けれども吾々は一個の学徒である。

だから此の立場を省みて學術的研究の態度を失ふ事なく我国固有の国民精神發展の跡を闡明し、社会の趨勢に鑑み諸学の分科的研究により綜合的至公至平なる見地よりして国家社会の実生活の内容を自由に批判解剖して公正なる判断と妥當なる決論とを誤らず以て青年日本の先驅に資せん事を朝するものである。云々

一八 松浦鎮次郎書翰(荒木寅三郎宛)

〔五四〕

(一九二六(大正一五)年九月一七日)

〔封簡表〕

「京都市上京区万里小路近衛上ル官舎

荒木寅三郎様

至急親展

「

〔封簡裏〕

「東京小石川区茗荷谷

拝啓

先日ハ御上京を煩ハし恐縮之至ニ奉存候其節今回予審決定ニ係る学生処分ノことハ無期停学ニハ少くとも処せざる可らざる義と存する旨申上置候処此事件ハ世間之余程問題となるらしく此際政府としてハ嚴ニ規律を正す必要も可有之
(江本寛) (岡田良平)
司法大臣より文部大臣への話ニ依れば全部有罪となる模様ニ有之猶更大ニ考慮の必要有之大学としても世間攻撃の的となる様之事ありてハ将来のため面白からず依て学生ニ対してハ此際退学を命ずること相当なるべく文部大臣ニ於ても切ニ此事を希望し居らる、次第ニ有之ニ付テハ十分此辺の事情御考慮被下懲戒委員会ニ於ても退学処分することに決定する様御高配被下候様切ニ願上候
退学処分ニなりたりとて後日復校の余地も有之べく此際ハ是非厳正の処置を要する様ニ被存候間十分御配慮願上候東大古在(古田)総長へも同様の意味を御話申上候積ニ有之候同氏近辺の考にてハ寧ろ退学の方宜しからずやとの話も内々有之候何分御配慮奉願候

拝具

九月十七日夜

荒木総長閣下

松浦鎮次郎

一九 学生運動に関する文部次官通牒

〔六七〕

一九二六(大正一五)年九月二八日

大正十五年九月廿八日

文部次官 松浦鎮次郎印

〔荒木寅三郎〕
京都帝国大学総長殿

依命通牒

今般貴学学生ニシテ危険思想ニ感染シ其ノ本分ニ悖リ国法ニ抵触スル行為アルノ故ヲ以テ遂ニ国法処分ニ付セラレタル者ヲ出スニ至リタルハ平素訓育ノ宜シキヲ得サルノ致ス所ニシテ甚タ遺憾ニ堪ヘサルニ付向後訓育上一層ノ注意ヲ用ヒ如斯不祥事件ノ再発無之様教職員ヲ督励相成度尚今回ノ事件ニ関シ職務上ノ責任アル職員ニ対シテハ貴官ヨリ厳重戒飭相成度此段依命通牒ス

二〇 学生消費組合に関する件*〔抄〕

〔二六〕

一九三二(昭和六)年九月二二日

〔前略〕

一、学消設立

昭和五年十一月十九日、京大学生消費組合事務所を本学北門前進々堂に設置。

十一月二十五日開店、会員当初一五〇、十二月末日五〇〇、六年七月千三百名と称す。

十二月二十五日、吉田上大路町七五ノ現在ノ場所に移転。

二、学消運動の発生沿革

本学々生消費組合設立運動の具体的に表面化したのは五年度第二学期に学友会解散闘争同盟の名に於て撒布せられたる各種のビラのスローガン中にかゝげられてゐる、

即ち

一、反動学友会を即時解散しろ！

一、強制休学処分を即時取消せ！

一、選手制度をたゝきつぶせ、スポーツの大衆化！

一、総長、学生主事、官犬の手より学生大会を守れ！

等と相並んで

一、消費組合準備会に参加しろ！

而も注意すべきはこの解散闘争同盟のビラの中にはソビ

エートロシアのマークを記し赤旗の歌や学聯の歌をか、
 げてゐるものもある。五、一〇、六、五、一〇、七ピラ
 参照

その外第二無新京大班準備会の名に於て、或は又青、赤、
 黄等の色紙の無名のピラに消費組合のスローガンが次の
 如きスローガンと同時に、げられてゐる。

一、選手制度をタ、キつぶせ！

一、反動の巢寄宿舎をブツつぶせ！学生の自治寮を建設
 しろ！

一、進歩的學生に対する逮捕、拘留、検束絶対反対！

一、自主的消費組合を支持せよ！

一、第二無新を読み！

而して又講演部例会に於ては藤田幸一（学友会解散斗争の
 学生大会の議長となるもの）が消費組合の樹立と題して
 意見を發表してゐる。

かくの如くして非合法的に撒布せられたる各種無数の不
 穩極るピラによつて学消設立の宣伝をやつてその氣運の
 醸成に努めた。故に一方國行等数名の學生が学消学内公
 認を要求し來つたけれども、周囲の事情はこれを以て純
 然たる學生の經濟的福利増進の目的のみを有するものと
 認むる能はず、充分その發展經過を監視するの要あるを

感じた。

三、消費組合の本質に背馳する不穩当の事例

その後学消より發行せられたる各種のピラを見るに、時
 にその經營上の報告、入会勧誘等の記事に止ることある
 も、随分消費組合本来の性質目的と背馳するもの多く、
 或は學生の身分として関与し得べからざる思想運動の宣
 伝をやり、或は又大学の訓育方針を否定しその行政權に
 立入るが如き記事を憶面もなく發表してゐるがその概要
 を学消ニュース其の他より摘記すれば左の如くである。

イ、学消ニュース第十号三月三日發行には「貧困なる學生
 層の爲めに、否階級闘争の一端ともなるべき学消の拡
 大強化に対し言々」の檄文松山高校新進会より京大
 消宛に送れるもの（マ）を、け「組合員の團結の力によつ
 て学消を守りおれ達學生大衆の要求をとりあげ不平不
 満を充すべく実行する」と言ふ

ロ、新学期に入つて會員並に新入生に配布したる学消の京
 大案内のパンフレットに於ては大学否認の言辞を明に
 か、げ、学消の正体はこれのみによつても全く左傾思
 想を背景とするものと認めても毫も差支なきものとな
 つた。

ハ、四月十五日学消支持会臨時ニュースには学消は單に物

を安く売る所のみでない。学消の任務の重大さは外に在る。反動学友会即時解散、授業料三割値下要求、学消の全国結成等を記してゐる。

ニ、宣誓式の告辞に関する感想(十二号)園遊会の正体(十三号)

ホ、ソビエト映画、プロ芸術講演会(十四号、十五号)新築地劇の紹介宣伝

ヘ、五月廿一日学消臨時ニュースには「更に我が学消が諸君に保証する所のは單に経済的利益に限られない『顛落』せる大学、反動学友会に對立し膨大なる勢力を張つてゐる我が学消は少くとも現在の『無味乾燥』なる大学生活に満足し得ざる諸君の隔意なき友であり、兄弟である」と。

ト、学消ニュース第十四号には「戦旗」を守れ!と題し「親愛なる組合員及一般学生諸君!プロレタリアの唯一の文化雑誌戦旗は当局の打続く発禁押収の爲め今経済的に極度の困難に面してゐる。諸君!プロレタリア大衆を正しく導く戦旗を守るために基金斗争に参加しようじやないか、基金袋にどしどし金を入れてくれ。

チ、六月二十日学消ニュース印刷物には「経済学部学生は何故に成績がよいか」に付いて

最近学校試験の優劣は余り問題にならぬ。その理由はブルジョアの学問がよく出来るか否かは頭の良否を物語らないし就職には殆ど没交渉になつてしまつたから。彼等プロフェツサーは白色テロルと呼応して白色懷柔策をとることを命ぜられてゐる。彼等が意識的に行ふのでなくとも彼等の地位がそれを余儀ない様に規定してゐるから学生は甘い点をもらへるんだと言ふことを書いてゐる。

又「見逃がしてならぬ物」と題して二月事件の公判と七月七日の共産党中央部の公判のことに關し記する所がある。

共産党の公判に就いては第十八号(六月二十九日発行)にも一組合員投として「労働農民のために忠実に闘つた三・一五の連中が四ヶ年の未決の後法廷で頑張る日が来た、やがては明日の労働者、農民階級であるおれ等学生も亦此日を注視せねばならぬ言々」と記してゐる。

リ、学消第十八号(印刷物は第一面は消費組合の記事、他の一面には上記の共産党のこと、左の如き記事が並べられてゐる。

「工学部の問題に就いて」と題し

一、学年制の即時撤廃、二、学外実習費の学校側全額負担を叫び、その他工学部には徹底的反動教授の□□があるらしいが工学部の諸兄等は皆力を合せば要求はきつと通るんだと。

本問題と同様の趣意のピラが六月十六日京大自治会工学部班の名を以て撒かれてゐる。

「学園の奇怪事」と題し

a 学生課即時撤廃 b 学部聯合委員会の確立 c 暗黒裁判 絶対反対 d 守衛の追放

「同大ストライキに付いて」

「東洋車輛工場」について（これは新築地劇場の左翼劇を評論したもの）

四、本学々消と外部団体との関係

イ、同志社学消（二月十一日設立）は本学々消の指導によつて設立され、西芝孝一、近藤節郎、前川正二、石本富三郎等は同志社に至つてピラ撒きをやり、又同志社学消の発会式の許可せられざりしにより之を不当なりとし抗議を申込める時、本学々消の委員等がその裏面に策動した事実がある（三月三日第十号）

ロ、九大の学消にオルグを派遣しその技術的指導を為す（第十四号）

ハ、京都無産者消費組合主催の「生活防衛講演会」の岡崎公会堂に開かるゝや、これに対し後援をおしまざるべきことを述べ（第十号）又本学々消より三名の弁士出演、全国消費組合運動に援助を与ふべきことを大衆の前に誓ふ（第十一号）

ニ、関西学生消費組合聯盟結成（六月二十一日）

ホ、全日本学生消費組合聯盟に加盟（七月五日結成）

ヘ、関東消費組合聯盟主催の消費組合講習会へ講習員として前川他一名を派遣（第十八号）

ト、学生自治会はその補助組織として学消の存在理由を認めてゐるが学消総会々場の件に関し学消が教室占領の得否について自治会に指令を仰いだ事実がある。

チ、山口高等学校学消は当局と学内公認を斗ひつゝある、関西学消聯盟結成万才！全国学消聯盟結成万才！（第十号三月三日）

リ、四月十六日学消第一〇号には大阪高校学消事件と題し、これに対し京大大学消はあくまで支持を惜まぬ大阪高校当局よ反省せよと言ふてゐる。

ヌ、赤門学消第四回総会に京大大学消よりメツセーヂを送り吾々当面の斗争は御用共済部乃至御用消費組合の打倒、学生売店及食堂の学生の手による管理、授業料の

値下げ学内自治権の獲得等に集中さるべきことを述べてゐる。

〔中略〕

不当ナル圧迫ニ対スル組合ノ抗議

役員ハ組合員総会ノ推薦ニヨリ組合員全体ノ委任ニ基キテ役員ニ選出サレタルモノナリ然ルニ強圧的ニ役員辞退ヲ勧誘スルハ組合ノ組織構成上当然ナル原則ヲ無視スルモノナリ。学生課ノ尚役員ニ対シテ組合脱退ヲ威嚇のニ強説サルハ最も慘酷惡辣ナ手段ニシテ仮令当局ノ理不尽ナ勧誘ニヨリテ役員ニシテ組合脱退ヲ表明セルモノアリトモ組合ガ嚴然トシテ存在スル以上当局ニ於テ組合脱退ヲ強制サルハ不当ナル權力行使ト信ズル、然モ脱退ヲ強説スルハ正ニ之学生課ガ役員ノ引拔ニヨリテ組合ヲ暗黒ノ裏ニ自然消滅セシメントスル陋劣陰險極ル手段ニシテ苟クモ大学ノ学生課タルモノノ採ルベキ態度ト認メラレズ

次ニ役員ニ対シテ一応ノ通告ナクシテ突如トシテ父兄呼出しノ挙ニ出テラレタル当局ノ態度ハ無理解ニシテ吾々ノ甚ダ遺憾トスル所ナリ当局ハ役員ニ対シテ強制帰国ヲナシタルコトナシト述べタルモ其ハ全ク單ナル言葉ノ問題ニ過ぎズ實質的ニハ吾々ハ強制帰国ト認メザルヲ得ズ

学消役員ノ問題ハ同一ノ問題ニ係リ全体ノ責任ニ於テ論議

サルベキモノト認ム此ノ意味ニ於テ吾々ハ役員ノ個別的呼出ニ反対ス

ビラ撒不当干涉ニ対スル組合ノ抗議

吾々ハ従来合法的ニ公然ト校外ニ於テビラ撒ヲナシツ、アリ少クトモ千六百名ノ多数組合員ヲ擁スル組合ニシテ組合ニ関スル事実ヲ報導スルタメニ校門前ニ於ケルビラ撒ハ僅ニ残サレタル唯一ノ方法ナリ然ルニ今学校当局ガ吾学消彈圧ノ態度ニ出テラレタル際ニ當リテ突然ビラ撒ヲ妨害サル、ニ対シテハ吾人ハ組合ガ学校ヨリ下サレタル彈圧ノ事実ヲシテ全学教授及学生大衆ノ嚴正ナル批判ニ俟タントスル紳士的態度ヲ拒否シ当局自ラ学消ヲシテ非合法的行動ニ出ズルヲ余儀ナクセシムルモノニ非ルヤヲ憂フ

以上ノ吾々ノ抗議ノ要点ヲ示セバ次ノ如シ

- 一、不当ナル圧迫ニ対スル組合ノ抗議
- 一、役員辞退強制ニ対スル抗議
- 一、組合脱退強制ニ対スル抗議
- 一、父兄呼出反対
- 一、帰国強制反対
- 一、個別的呼出反対
- 一、ビラ撒不当干涉反対

京大学生消費組合役員御中

京大学生消費組合ナルモノハ其ノ從來ノ行動ヲ見ルニ自主的ト称シテ指導ノ教授ヲ置カズ団体結成ニツキテノ手続ヲ為サズ本学々生以外ノ者トモ連繫セントスル傾向著シク父兄所属学部教授ノ諒解ヲ完全ニ得サル者モ多ク又純消費経済節約ノ目的以外ニ出ル不穩ナル行動ヲ為シ来リ此儘ニテ持續スル時ハ關係学生ハ到底学生々活ヲ完ウシ学生タルノ本分ヲ守リ得サルモノト認ム

京大学生消費組合員ハ学生タルノ本分ニ鑑ミテ自ラソノ組合ヲ解散スルヨウ切ニ勧告ス

又組合員名簿ヲ提出スルコトヲ求ム之役員ノ任務ニアリタル学生ニ協力シテ組合員タル学生各個ニ同一ノ勧告ヲ為サシガ為ナリ

思フニ学生トシテ仮令消費経済節約ノ目的ヲ有スルトキカ、ル不穩ナル行動ヲナシ来ルニ於テ、大学トシテ決シテ放置スヘキニアラサルハ勿論ナレトモ先ツ学生自身ノ反省ニヨリ自発的ニ根本的解決ヲ得ントスルモノナリコレ九月十八日以来数次ニ亘リ縷々勧告シ来リタル所以ニシテ切ニ学生自身ノ熟慮ト反省ヲ促シ判断ト措置トヲ誤ラサルコトヲ期待スル所ナリ

此ノ勧告ニ対スル回答ハ十月六日(火曜)午後四時迄ニ学生課ニ提出アリ度シ若シ回答ナキ時ハ遺憾ナガラ此ノ勧告ニ応ズル意志ナキモノト看做ス

〔以下略〕

二一 学生消費組合ニ関スル件

一九三二(昭和六)年一〇月八日

一 学生消費組合ニ関スル件

学生消費組合ニ関スル其後ノ状況及ヒ処置ニツキ總長并学生課長ヨリ詳細報告アリテ結局存続不可ナルモノト認メ解散スルノ外ナキモノト諒解ヲ求メラレ異議ナク承認ヲ経尙解散ノ達示告示ノ文案ニツキ意見ヲ求メ左ノ通確定シタリ

(各別トス)(達示) 京大学生消費組合
(告示) 学生生徒一般

京大学生消費組合ニハ学生ノ本分ト相容レサル行動アリタルニツキ学生生徒タルモノハ之レカ経営存続ニ関与シ及之レニ加入スルコトヲ禁ス既ニ加入セル者ハ速ニ脱退スヘシ

昭和六年十月九日

学 名